

出席委員（12名）

委員長	坂本健治	副委員長	谷上昇
委員	小野林治三夫	委員	原重樹
委員	森久往	委員	スペル・デルフィン
委員	阿部博	委員	井阪雄大
委員	遠藤隆志	委員	吉川茂樹
委員	北川美穂	委員	関戸繁樹

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	山本秀明	副議長	浜田千秋
----	------	-----	------

説明のため出席した者の職氏名

市		長	辻	宏	康
副	市	長	森	吉	豊
副	市	長	並	木	敏昭
教	育	長	大	槻	亮志
危	機	管	堀	勇	樹
市	長	公	前	田	正和
総	務	部	土	本	修一
環	境	産	山	崎	光一
市	民	生	立	花	達也
都	市	デ	林	田	勝巳
会	計	管	田	中	靖晃
行	政	委	森	博	紀
教	育	次	辻	公	伸
	長	兼			
	生	涯			
	学	習			
	部	長			

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 井 阪 弘 樹

総務課 長 上 岡 繁

総務課議事調査係主事 香 山 幸 輝

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○坂本健治委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回、委員長に不肖私、坂本が、また副委員長に谷上委員が選出されました。委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、委員皆様には御協力賜りますようお願い申し上げます。これを持ちまして、御挨拶とさせていただきます。着座にて失礼いたします。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより決算審査特別委員会を開催いたします。



◎市長挨拶

○坂本健治委員長 ここで市長の挨拶を願います。

辻市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

決算審査特別委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

坂本委員長、谷上副委員長はじめ委員皆様方には御出席をいただき、また山本議長、浜田副議長には御臨席をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日御審査いただきます案件は、さきの議会で本委員会に付託されました令和6年度和泉市一般会計決算、4特別会計決算、4企業会計決算でございます。

何とぞよろしく御審査をいただき、御認定賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○坂本健治委員長 市長の挨拶が終わりました。



【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

◎委員会審査

○坂本健治委員長 それでは、これより議事に入ります。

本委員会の案件は、お手元に御配付いたしましたとおり、過日の第3回定例会において付託されました令和6年度和泉市一般会計決算、特別会計決算、企業会計決算の認定9件を御審査願います。

なお、本各件の提案説明は上程された際に終わっておりますので、これを省略いたします。

ここで理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後、職氏名を述べてから答弁を願います。また、答弁につきましては、特に各委員より経過説明を求める発言がない場合、経過を省略し、質問の内容をよく理解の上、端的に答弁をいただきますようお願いいたします。

あわせて、委員の皆様には、質疑の際、初めに全ての質問項目、ページ数を述べられた後、順次質疑いただきますようお願いいたします。

なお、決算の審査方法につきましては、認定第1号から第9号までの9件の質疑を先に行い、一括して討論、採決といった方法になりますので、委員並びに理事者の方にはよろしくようお願いいたします。



◎認定第1号 令和6年度和泉市一般会計決算認定について

○坂本健治委員長 議事第1、認定第1号 令和6年度和泉市一般会計決算認定についてを議題といたします。

本日は、一般会計の歳出のうち、第1款議会費、第2款総務費の審査を願います。

質疑の発言はありませんか。

阿部委員。

○阿部 博委員 公明党の阿部です。

総務費について、1件質問いたします。

決算書141ページから143ページにかけて、公共交通対策事業の18負担金補助及び交付金のうち、和泉中央駅ホームドア設置事業補助金4,012万7,000円についてお尋ねします。

令和6年3月、予算審査特別委員会にて、私たち会派の末下広幸委員が和泉中央駅ホームドア設置事業補助金について質問させていただきました。当時の泉北高速鉄道、現南海電気

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

鉄道が国の鉄道施設総合安全対策事業費補助金を活用して行う鉄道施設の整備事業に対して、市が令和５年度と６年度の２か年にかけて補助を行うものとお聞きしました。

ここで、改めて本事業の総事業費、負担割合とその根拠をお尋ねします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

本事業の総事業費は、最終的に９億９,９１６万８,０００円で、負担割合は、鉄道事業者が３分の１、国が３分の１、大阪府が６分の１、市が６分の１であり、本市は、鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱に基づき、令和５年度と６年度で合計１億６,６５２万７,０００円の補助金を交付しております。

また、国の鉄道駅のバリアフリー化の円滑な推進のため、三位一体の取組を基本方針としており、鉄道を利用する地域住民の福祉の増進を図る観点から、大阪府と共に必要な支援を行ったものです。

以上です。

○坂本健治委員長 阿部委員。

○阿部 博委員 ありがとうございます。

次に、また、末下広幸委員は、令和５年度、６年度の主な事業内容と今後の事業スケジュールを質問し、理事者より、令和５年度の事業内容は、ホームドア本体の製作、ホームドア設置準備工事、通信ケーブル工事などを実施、令和６年度の事業内容は、ホームドアの設置、かさ上げ工事などを予定し、令和６年秋頃の供用開始予定と答弁を受けました。

引き続いて、改めて、この御答弁いただいた令和６年度の事業内容と供用開始時期をお尋ねします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

令和６年度の事業内容は、当初の計画どおり、駅プラットフォーム１番線、２番線へのホームドアの設置、ホームのかさ上げ、点字タイル貼り替え工事を実施しており、令和６年７月に１番線、８月に２番線の運用が開始されております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、阿部委員。

○阿部 博委員 ありがとうございます。

昨年の夏にホームドアが設置され、転落、接触の防止につながり、ホーム上の安全性が向

上したことには大変ありがたく思っております。

一方、ＪＲ阪和線に目を向けますと、踏切内の横断については、車椅子の車輪がレールにはまり車椅子が転倒するなど、障がい者の方による踏切横断事故が懸念されるところですが、今後、国の補助制度を活用したホーム上での安全対策について、ＪＲの取組を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

ＪＲでは、2021年12月に、国が創設した鉄道駅バリアフリー料金制度、これは都市部において鉄道利用者に広く御負担いただき、バリアフリー化を進めていく制度で、ＪＲではこの制度を活用し、2022年度から2032年度までに整備対象エリアの全ての駅にホーム柵、あるいはホーム安全スクリーンを順次整備していく予定と聞いております。

このホーム安全スクリーンは、ホームに設置したセンサーにより転落者を検知し、自動的に乗務員や駅係員に異常を知らせるシステムであり、昨年度に供用開始した駅には堺市駅、三国ヶ丘駅などがございます。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、阿部委員。

○阿部 博委員 ありがとうございます。

ＪＲ阪和線のホーム上での安全対策を引き続きよろしくお願いいたします。

阪和線踏切横断事故対策についても、ＪＲに具申していただけるようお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

○坂本健治委員長 他にございませんか。

はい、原委員。

○原 重樹委員 共産党の原です。

まず、質問項目について言います。

まず、115ページのいろいろありますけど、職員の問題なんですが、もう全体でということとで聞きますので、ひとつよろしくお願いします。

それから、2つ目に人権関係、同和関係ですけども、負担金補助及び交付金のところに5項目ほどありますけど、ごく簡単に結構です。助成先を教えてください。

それから、129ページ、公金振込手数料が4,496万円ほど出てるんですけども、その内容を含めて教えてください。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次に、133ページ、空港推進協議会の負担金というのがあります。その点です。

それから、135ページの基幹系システム利用料です。

総務の最後で、157ページにコンビニでの各証明書のものだと思いますけど、内容について教えてほしいということです。

以上、何点目か分かりませんが、よろしくお願いいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○原 重樹委員 では最初に、115ページのこの職員の問題なんですが、ここを出てるだけじゃなくて、もう全体の話として聞きますので、答弁のほうはそういうつもりでよろしくお願いいたしますを申し上げます。

じゃ、最初に、職員の数なんですけれども、職員の数が、令和6年度決算ですので5年度と比べてですけれども、それぞれ会計年度の職員もおれば、正職員もおれば、いろいろやと思いますけど、その人数を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

令和5年度は、正職員が1,088人、任期付職員が24人、再任用職員が69人、会計年度任用職員が712人で、合計1,893人でした。それに対して、令和6年度は、正職員が1,096人、任期付職員が27人、再任用職員が52人、会計年度任用職員が739人で、合計1,914人で、令和5年度と比べ、正職員が8人、任期付職員が3人、会計年度任用職員が27人の増加で、再任用職員は17人減少し、合計としては21人増加しております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、原委員。

○原 重樹委員 そこで、会計年度職員はやや増えてるんですけども、言うてみたらあまり変動がないということだというふうに思いますけど。前から聞いております大阪府内の自治体や類似団体としての比べ方もあると思いますので、その点ではどうなってるのか教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

本市の普通会計一般行政部門の職員数は、令和5年度は、人口1,000人当たり4.0人、令和6年度は4.1人、令和6年度の大阪府内の政令指定都市を除く市平均、類似団体の平均がともに4.5人であるため、他団体と比較すると、職員数は少ないほうになります。

また、大阪府内の順位で言いますと、府内31市のうち、4番目に職員数が少ない市になります。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 そうですね。まだまだ少ないということですけども、この四、何ぼとかいうやつというのは、人口1,000人当たりの数なんで、平均が4.5人ですけども、和泉市は4.1人、つまり0.4人足らないと。0.4人じゃないですね。0.4足らないということになって、これ、数を計算しましたら、1,000人当たりですから70人以上足らないということになりますよね、和泉市で計算すれば。という状況だということは、取りあえず申し上げておきたいというふうに思います。

3つ目として、残業時間についてなんですけれども、令和5年度と比べてどうなってるのか教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

時間外勤務の時間数について、市全体で、令和5年度は12万663時間であったことに対して、令和6年度は12万2,598時間であったため、1,935時間増加しておりますが、1人当たりの時間数が月45時間を超えた延べ職員数は、令和5年度が865人に対し、令和6年度が829人と36人減少し、一定平準化は進んでいると考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、原委員。

○原 重樹委員 ということで、一定の平準化は進んでるということなんですけども、いわゆる45時間を超えた分が少なくなったということだけで、全体的には増えてるというのが現状として出てきたというふうに思いますけども。

じゃ、次に、それは実態として増えてるということについては聞いておきますけども、今度はちょっと違くて退職者の話を聞かせてほしいんですが、いわゆる普通退職者というか、定年とかそんなんじゃなくて普通退職者の問題なんですけれども、退職した人数とその理由について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

令和6年度の自己都合による退職者数は34人となっており、退職理由は、半数以上が転職、

その他の理由としては、体調不良、子の看護、親の介護、家族の都合で遠方に転勤などになります。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 34人おって退職理由も言ってもらったんですけども、これって転職が半分あるというんやけど、和泉市じゃなくて公務員になった人もおりますよね、ほかの都市のですよ。それはどうなんでしょう。おる、おらだけで結構です。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

委員おっしゃるとおり、他自治体への転職もございます。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 ということなんですよね。和泉市でなくてというんか、辞めて、それで他の、それは堺市なんか何市なんか知りませんが、に転職するという人もおったということですよ。それは、もう事実として聞いておきたいというふうに思いますけども。

じゃ、次に、今まで聞いた中で、残業も増えてるし、普通退職者も増えてるということなんですけれども、今までからずっと職員足らんから増やせということを言い続けてきたんですけども、しかし、最近では多少増えていってるということは何とも認識はしますんですけども、その辺の基本的な増やしていく考えなのかどうかも含めまして、基本的な考えをお知らせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

市民サービスの充実と職員の負担軽減を図るため、令和7年度は、令和6年度と比較して事務職を中心に16人増員を行い、1,112人となっております。また、令和8年度に向けましても、技能労務職を除く一般行政職については退職を上回る採用を予定しており、増員する見込みです。

今後につきましても、社会情勢に応じて適正かつ円滑に行政運営ができる職員数を確保したいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 増やしていくというふうに言ってますからそれはそうなんでしょうけども、ただ、最初言いましたように、府内平均からしましても和泉市というのは少ないですから、だから相当増やさんとあかんということは認識をしておいてほしいというふうに思うんですけど。

じゃ、次に、令和6年度から人事給与制度の改革といいますか、簡単に言うたら頑張る職員が報われる給与体系も含めての話なんですけど、そういうのをやってきたと思うんですけども、その辺の総括言うたらおかしいですけども、効果といいますか、そういうものについてはどういうふうに考えてるのか教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

全国的に公務員試験の応募者数が減少している中、本市の採用試験の応募者数は大幅に増加しております。また、在職中の職員については、効果測定のために、仕事のやりがいや給与制度への納得感などについて職員アンケートを実施することを予定しております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、原委員。

○原 重樹委員 もうちょっと質問といいますか、これはもう最後にしておきますけども、確かめです。

多分、ほかと比べて公務員の試験そのものを和泉市は早くしてるというふうに思うんです。そこで、いわゆる採用というんか、内定されたにしても、簡単に言って早くしてるから余計だと思いますけど、ほかを受験したらあきませんというわけにもいかないと思うんで、ほかにも当然受けたりいろいろしてということで、その本人さんの一番合ったところ、いいところに就職といいますか、そういうふうにするんだというふうに思いますけども、内定をもらった後の話なんですけど、後で、簡単に言えば和泉市に來なかったといいますか、就職してなかったと、実際にはという方はどの程度おるんでしょうか。

○坂本健治委員長 どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

内定後辞退される事例はありまして、令和6年度4月実施の採用試験では、合格者数61名のうち、内定辞退者数が11名、辞退率は18%となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、原委員。

○原 重樹委員 11名もおったということ、ちょっと数字的には私は驚いてますけども、おったということなんですけれども、もう意見として申し上げますけども、人事給与制度改革で、結局、皆さん、効果はと聞いたら、今、人手不足でなかなか公務員のほうの応募者も少ないというそういう中で、和泉市には大幅増加しているというふうにも、それは一つかも分かりませんけども、ただ、それで大幅に来てからそれでいいんだということで、私は、喜んではおらんと思いますけども、それを効果として大々的に言うのはちょっとどうかというふうには思っております。

といいますのは、質問でも明らかなように、結局、たくさん来て、とにかく試験を受けて内定ももらったけど、ほかへ行くという人が結構あるわけでしょう、簡単に言うたら。今の実態からしたら、あるということにもなりますので、例えば、この人事給与制度改革のときって、意見を申し上げましたけど、簡単に言うたら初任給は高いかも分かりません。今でも日本一だとか何とかいろいろ言われてるかどうか知りませんが、初任給は高いけど、結局、あとは役職に早く上がってこいと、努力してという、給料体系だけの話ですよ。ということからすると、もうそういうことにもなっておりますので、今の入試関係での実態もある中で、ほんまにこういう人材を集めるということからすると、最初に質問しました職員数の問題とか、まだまだ少ない。実際、これは一概には言えませんが、だから残業も増えてるというような、そういうのが実態なんです。

こうした基本的な点も含めた働きやすさみたいなものをきちっとしていかないと、やはり入ってきても、逃げていくという表現はよくないですけども、ほかへ行ってしまうと。特に、今のように民間とも含めて、これは人材からしたら取り合いみたいに当然競争が激しいわけですから、人材不足ですから、中ではそういうことが起こるということで、本当に改革をするんやったら、もうちょっと基本的な点できちっとしておくことが非常に必要になるというふうには思いますので、それは強く申し上げておきたいというふうに思います。

じゃ、この件は終わりました、次の件です。

次、125ページの人権問題なんですが、負担金補助及び交付金ということで5項目があります。簡単で結構です。いわゆる助成先といいますか、その点についてお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○樋上征史総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長の樋上です。

各分担金などの相手方についてお答えします。

初めに、大阪府人権啓発・人材養成事業分担金の相手方は、大阪府です。

次に、世界人権宣言泉北三市一町連絡会負担金の相手方は、世界人権宣言泉北三市一町連絡会です。

次に、人権研修負担金の相手方は、部落解放・人権夏期講座実行委員会です。

次に、校区人権研修活動助成金の助成先は、各小学校区ごとに設置する校区人権啓発推進協議会です。

最後に、人権啓発活動助成金の助成先は、人権啓発活動を行う団体・グループです。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 ごく簡単に全部、いわゆる補助の先、どこにしているのかという話で答弁を願いましたが、簡単に言ったら人権云々になってますけども、これ何で聞いているかと言うたら、同和の続きでやってるということなんです。一つ一つやってたら時間ばかりかかりますからもう今日はしめませんので、前にも言いましたが、例えば3市1町の連絡会ですというようなことが出ましたが、これは泉大津市、高石市、忠岡町で、和泉市ということだと思いますけど、それが3市1町のあれだと思いますけれども、ただ、そこに当初同和地区がないということで、ないところにどうやって同和対策をさせるかということでできたのがこの団体やと。もう一々々々今日はしめませんが、ということも含めて言えば、もういいかげんでやめるべきだということは、これはもう強く申し上げるだけで終わっておきます。

じゃ、次に、公金振込の手数料ですが4,496万円ということになっておりますけども、多分これ途中からやったと思いますけど、ちょっと内容の説明含めて、その辺も含めまして答弁をお願いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○堀 美弥子会計室長 会計室長の堀です。

委託料の内訳は、資金庫派出等の事務経費と振込手数料です。

事務経費は1年分ですが、公金の移動に手数料が発生する内国為替制度運営費の導入が令和6年10月のため、振込手数料は半年分です。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 振込手数料は令和6年10月からですから半年分ということらしいんですけども、多分令和7年度の予算のときもやってるかも分かりませんが、大体1年間に換算した

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ら、それは振込ですから、前半に振込する件数が多かったらそうなりますしというやら、いろんなことありますけど、おおよそで結構です。どの程度になるのか教えていただけますか。

○坂本健治委員長 どうぞ。

○堀 美弥子会計室長 会計室長の堀です。

令和7年度の委託料は6,000万円となります。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 ありがとうございます。

大体今まで銀行を通じての振込料ですから、ただだったものが令和6年10月から有料になってということで、年間で言えば6,000万円ぐらい要りますよということになってるということなんで、これはどうも聞いてると、総務省あたりからの通達なのか指示なのか知りませんが、その辺で出てきたものですが、もう今は以前に比べて、銀行側からしたらマイナス金利という問題もありますから、大変苦しいという——銀行がですよ——状況の中で全国でこういうふうにもなってきたということなんでしょうけども、今はちょっと状況的には違ってきてますので、ぜひ、和泉市だけでどうこうというふうにはならないでしようから、総務省等々も含めて、もう元に、ただにせいと、簡単に言えば、というふうに要望していく必要があるということでは申し上げておきたいというふうに思います。

次に、133ページの空港推進協議会負担金というのがありますけども、額的には12万円ほどの話だと思いますが、この協議会の目的と額も含めて教えていただきたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント担当課長の田嶋です。

泉州市・町関西国際空港推進協議会につきましては、関西国際空港のさらなる発展、泉州の均衡ある地域振興及び良好な環境づくりを図るため、関連事業の意見交換や関係機関への要望などを目的としました泉州9市4町の会議体となります。

次に、支出額12万円につきましては、関係市町の一律の分担金であり、主に国への要望活動や事務経費に要する費用となります。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員。

○原 重樹委員 何で原はこんなことをと言うてると思ってる方もあるかもしれませんが、正

直言いまして、え、まだこんなことやってんのというのがあって、どうなってるんやということ
ことで質問をしてるんですけれども、国への要望というのがありましたけど、じゃ、最近と
いうか、令和6年度では何を要望したのかちょっと教えていただけますか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント
担当課長の田嶋です。

令和6年12月に協議会としまして、当時の会長であります阪南市長を中心に、随行者、事
務局合わせて18名で国土交通省への要望活動を実施しました。

要望内容の主なものとしましては、関西国際空港の容量拡張に向けた騒音などの生活環境
への影響に対する取組強化、インバウンド受入れ体制等、空港機能のさらなる充実、泉州地
域の観光振興への支援などとなります。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 18名で行ってるということになると、結構大変でしょうねといいますか、全
部で幾ら集まってるか知りませんが、和泉市が12万円ですからあれですけども。

ただ、今、何を要望してるかというやつで、インバウンドやとか観光振興等々のことが言
われましたけども、はっきり申し上げて、大阪市内やったらこれはまた別かも分かりません
けど、この泉州地域で言えば、ほんまにインバウンドの恩恵もそうそう少ないだろうし、観
光支援云々と言われても早々ということがあるんでしょうけども、だから、余計今さら何を
という感じはします。

だから、空港との関わりも含めての話なんですけども、いつまでどうしようとしてるのか、
これ、ずっと続くものなのか含めてちょっと教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田嶋祐一郎市長公室政策企画室政策・資産マネジメント担当課長 政策・資産マネジメント
担当課長の田嶋です。

関西国際空港が近隣自治体に与える影響は大きく、地域振興や騒音対策などを含めた良好
な環境づくりを維持、発展させるためには、関係自治体による意見交換、調整等の必要性は
今後も存続すると考えます。

なお、この協議会と関連しまして構成市町に対する助成金があり、本市では、令和6年度
に約307万円の交付を受けております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 まだまだ関係自治体による調整も必要だと、意見交換も必要だということなんですけれども、それはそれで騒音対策だとかそこまで言われると、じゃ、今の状況をどう見ているという話から含めてかなり深い話になってしまうので、そこはもうしません。

一方で、12万円の和泉市の経費を使いますけれども、関係自治体、和泉市でいけば307万円入ってるということもありますので、それはもうそういうふうには今日は聞いておきたいとは思いますが、プラスのほうが当然多いわけですので、それはそれで続けていけばいいとは思っています。

ただ、事をあまり、空港のほうから多分入ると思いますので、この辺は。名目は名目としてつけたらいいですけれども、理由的にはきちっとしていく必要があるということは申し上げておきます。

次に、135ページの基幹系システムの利用料についてなんですけれども、これ、1億440万円ということが支出されてるということなんですけれども、この基幹系システムの利用料ということの内容について教えていただけますか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

基幹系システム利用料は、平成24年より稼働している住民基本台帳、市税、国民健康保険など包括発注した業務の利用に係る現行システムの運用保守経費です。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 運用保守経費やということなんですけれども、多分、ここに入っていないところといますか、ほかがあると思うんです。これで和泉市の全部を包括できるものにはなっていないとは思いますが、その辺の状況だけ教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

包括発注した業務以外としては、障がい福祉業務、介護保険業務、保育業務、生活保護業務などがありますが、システム経費については、それぞれの事業にて支出されております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○原 重樹委員 ということですよ。それ以外の話を足していったらということにはなるんでしょうけども、そこでお聞きしたいのは、多分ないとは思いますが、こういう利用料については国からの補助金というものはあるのかどうか、その点だけ教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

国の補助金等については充当されていないことから、全額市の費用として支出しております。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 ということですよ。それは令和6年度決算ですので、今までのことといたしますか、それでやってるんですけども、もう一つだけ教えておいてほしいのが、これは二重になるかも分かりませんが、令和7年度以降といいますか、それは簡単に言ったら20業種がシステムの標準化が進んでいくんだというふうに思いますけれども、こうしたものが進んだとして、当然利用していかなあかんね、それを。利用していかなあかんといいますか。だから、利用料のほうですよ。そういうものに対しては、国の補助というものがあるのかどうかです。それだけ。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

標準化後の運用経費については、現時点で国からの補助は示されておられません。なお、基幹系システムの標準化対応に係る構築費用については、デジタル基盤改革支援補助金の補助金額内の範囲内であり、国より全額補助されているものです。

以上です。

○坂本健治委員長 原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 分かりました。

そうですね。利用料は簡単に言うたらもう補助はないという発想ですよ。だから、額的にいっても相当数になるだろうということが言われてて、だから、ここに補助を渡せとか、渡せといいますか、補助金を出せということは、これは相当強くやっぱり国に対して要望していかなあかん話だと思うんです。

この基幹系の問題というのは、私自身が今までから申し上げてますように、これそのものに反対で、もともとそういうのが意図してやられてるわけじゃないということもありますの

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

で反対してなかったんですけれども、ただ、実際に進んでいく中で、今回、全部自治体からしたらそれを利用せなしようがないと。ところが、その利用する額が物すごく高いという状況の中では、やっぱりそこに補助をということで、どうも聞きますと、市長会等々も含めて要望はしてるというふうには言われてるんですけども、これは、本当にしていかないと、市にとって非常に大きな負担になるということでもありますので、これは要望せなしようがないわけですから、要望していただくということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

それはもうそれで、その分は終わっておきます。

最後になります。157ページのコンビニの各証明書というのはどうなってるのか、実態含めて教えてください。

○坂本健治委員長 答弁、はい、どうぞ。

○小林 洋市民生活部市民室長 市民室長の小林です。

令和6年度の証明書の発行枚数につきましては、住民票の写しにつきましては2万4,654枚、印鑑証明につきましては1万8,154枚、戸籍証明書については4,271枚、付票の写しにつきましては380枚になっております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 それはそれで聞いておきます。

こういうこと、一言なんです。ちょっと資料もらってますので私が答弁する必要は全くないんですけども、大体、令和6年度で言えば、戸籍や住民票やら印鑑証明やら課税証明、全部集めて16万1,144件ある。これは総数です。そのうちのコンビニが6万265件あるというふうに資料としてはもらってるんです。だから、37.4%ということでもらってるんですけども、これって普通役所で取るよりも料金を安くしてると思うんです。料金、100円ぐらい多分安くしてると思うんです、取るのに。これはこれで安くなるからいいようなものなんですけども、どの程度安くなってるかって分かりますか。

○坂本健治委員長 質問でよろしいですか。

○原 重樹委員 うん。

○坂本健治委員長 答弁。

○原 重樹委員 100円と違いますか。

○坂本健治委員長 手を挙げてください。

はい、どうぞ。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

証明書については、コンビニ交付の場合は100円安くなっております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、原委員、どうぞ。

○原 重樹委員 ということですよね。だから、ごく簡単にもう言います。コンビニ交付がさっきの十六万何ぼかのうちの6万円ほど、約ですけれどもされてるということで、100円安くなってるということは、600万円、約ですよ。安くなってるということになりますわね。

それはそれで市民が助かるわけですから、別にそれでどうこうということではないんですけど、ただ、今回、決算書にも出てるコンビニでやってもらうための経費等々も含めて四百何十万円かの経費も出てる。合わせれば1,000万円を超えるお金が、入っていくほうも出てくるほうもということになりますけど、やっぱり経費が必要になってきているということです。だから、今後どうしていくのかという問題はあるとは思いますが、ただ、今日はもうはっきりとそういうことですよということを、1,000万円ぐらい上下で出入りでいけば違いますよというか、和泉市が損してるという言い方はおかしいですけども、ということです。その辺はそういうことを確認したということで申し上げて、私の質問は終わります。

以上です。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

井阪委員。

○井阪雄大委員 大阪維新の会、井阪です。

それでは、2点お聞きします。

1点目は決算書117ページ、秘書事業の18負担金補助及び交付金、名誉市民お別れの会負担金について、2点目、決算書131ページ、ふるさと元気寄附事業の11役務費、ふるさと元気寄附広告料、12委託料、ふるさと元気寄附広告宣伝委託料の2点です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず1点目としまして、117ページ、秘書事業の18負担金補助及び交付金、名誉市民お別れの会負担金についてお聞きします。

これまで本市にて名誉市民のお別れの会の前例について、また、今回の場合との相違点についてお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○河田将佳市長公室秘書課長 秘書課長の河田です。

本市における名誉市民のお別れの会につきましては、これまで前例がなく、初めての開催となります。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、井阪委員。

○井阪雄大委員 今回、この負担金300万円決定の根拠についてお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○河田将佳市長公室秘書課長 秘書課長の河田です。

今回、トヨタ久保グループとの共催でお別れの会を開催させていただきましたが、市単独により和泉シティプラザで開催した場合の積算を基に算出しております。

詳細としましては、会場借り上げ料として44万円、祭壇費として100万円、パネル展示のための製作費用として40万円、案内状作成費として30万円、参列者への記念品代として70万円、献花用生花として14万円、司会者謝礼として2万円、これらの合計額300万円を負担金として決定いたしました。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、井阪委員。

○井阪雄大委員 300万円という金額が何に基づいた決定なのか疑問です。規定等を設けるべきだと思いますが、本市の見解をお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○河田将佳市長公室秘書課長 秘書課長の河田です。

金額につきましては、近隣市で平成28年に開催された市民葬が約250万円ということで、当時からの物価高騰を考慮すると妥当だと考えております。

また、今回のお別れの会につきましては、和泉市名誉市民条例施行規則第4条に規定の名誉市民への待遇としまして、「名誉市民の死亡の際、相当の礼をもってする弔慰の表明」という規定に基づき開催させていただきました。

名誉市民それぞれで功績等が異なることから、弔意の表明として金額の基準を設けることは難しいと考えておりますが、今回、本市で初めての開催となったことで、300万円という金額は一定の判断基準にはなると考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 井阪委員、どうぞ。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○井阪雄大委員 御逝去された名誉市民の久保恒彦氏は、本市に多大な貢献をされた方であり、市で実施した弔意の表明としての負担金の支出について疑義はありません。しかし、公金の支出に当たっては、明文化された基準が必要であると思います。

今回は前例がなかったとのことですが、今後、同様のケースが発生すること考えられますので、何らかの基準を設けることを要望しまして、この項の質問は終わります。

続きまして、決算書131ページ、ふるさと元気寄附事業の11役務費、ふるさと元気寄附広告料と12委託料、ふるさと元気寄附広告宣伝委託料についてお聞きします。

まず、この事業内容についてお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工来訪促進担当課長 商工来訪促進担当課長の武市です。

広告料につきましては、株式会社新朝プレスに委託しており、委託料としまして693万8,790円を支払いました。また、楽天サイトのみ市から直接支払う必要があることから、役務費として751万2,210円の支払いとなったものでございます。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、井阪委員。

○井阪雄大委員 次に、広告の内容についてお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工来訪促進担当課長 商工来訪促進担当課長の武市です。

広告の内容につきましては、サイトに掲載している返礼品を多くの方に見てもらうために、検索時点でサイトトップへ表示できるように設定するための費用やサムネイルの画像作成などでございます。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 次に、クリック単価について、お答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工来訪促進担当課長 商工来訪促進担当課長の武市です。

広告の出し方やサイトにより金額の幅はありますが、広告を表示し、その広告をサイト閲覧者がクリックした場合、1クリック2.57円から228円の費用が発生しております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、井阪委員、どうぞ。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○井阪雄大委員 令和6年度のクリック回数と広告にかかった費用、クリックからの寄附額をお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工来訪促進担当課長 商工来訪促進担当課長の武市です。

広告のクリック回数につきましては、総回数18万5,828回ございました。また、クリックが行われたことによる経費としましては、総額1,000万円となっております、クリックからの寄附額は1億2,695万円となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 井阪委員、どうぞ。

○井阪雄大委員 平均クリック単価54円、ロアス12倍と高効率だということが分かりました。

また、今後さらに寄附額を向上させる施策として、タレントを起用したサブスク広告を導入し、サムネイルに活用することで、視認性と寄附転換率をさらに向上させるべきだと考えておりますので、導入の検討をお願いし、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

森委員、どうぞ。

○森 久住委員 ありがとうございます。

総務費で4点、質問させていただきます。

117ページ、人材育成事業の職員表彰報償費について1点、次に、139ページ、男女共同参画センターについての委託料、それについて2点、3点目は、141ページ、公共交通対策事業で、和泉中央駅ホームドア設置事業補助金について、この件は阿部委員と重複しないようにしたいと思います。よろしくお願いします。最後、4点目ですが、147ページ、市民防災啓発事業、防災訓練会場設営等委託料について質問をさせていただきます。

まず、1点目です。決算書の117ページ、人材育成事業の職員表彰報償費について、まずお聞きしたいと思います。

以前にも、予算審査特別委員会において概要をお聞きしたことがあったわけですが、この職員表彰制度を設けた趣旨について、簡素にお聞きしたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

職員表彰制度は、チャレンジを応援する組織風土の構築をめざし、個々の職員のモチベーションを高めるため、職務内外で顕著な功績を上げた職員個人や組織を表彰するもので、令

和6年度より開始しております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、森委員。

○森 久住委員 ありがとうございます。

それでは、実際に表彰された職員や団体について、取組内容を含めて表彰実績を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

まず、個人表彰でございますが、能登半島地震に伴う被災地支援のため、現地に派遣され業務に従事した職員が21名、職員の地域貢献活動で顕著な功績のあった者として、こどもまんなか居場所プロジェクトの活動を実施した職員が1名、和泉市教育委員会より推薦され、令和6年度青少年賞個人の部を受賞した職員が1名となっております。

続きまして、組織の表彰ですが、人事評価の各課共通目標で最も高評価になったものとして、待機児童の解消の取組を実施した事例、イズミ改善甲子園で最も高評価になったものとして、RPAを活用した業務効率化の取組を実施した事例、和泉発日本を達成した事業として、心不全検査事業を実施した事例、その他市長が認めるものとして、第52回全国消防救助技術大会で上位入賞した事例になります。

以上です。

○坂本健治委員長 森委員、どうぞ。

○森 久住委員 ありがとうございます。

昨年度が実施初年度ということですが、様々な取組事例が挙げられました。各職員の創意工夫や日々の業務改善、そして被災現場で何とか役に立ちたいという熱意、地元に対する地域貢献など、市民サービスの向上に大きくつながっているなというふうに感じております。

それでは、最後の質問ですが、この職員表彰制度、今後も継続していくのかをお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

今回、数多くの職員が表彰対象となり、職員同士においてもよい刺激が生まれ、組織全体の士気向上につながるものと考えておりますので、今後とも継続したいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 森委員、どうぞ。

○森 久住委員 ありがとうございます。

意見ですけれども、引き続き継続を検討していただきたいというふうに思うんですが、1点だけ、この表彰のどのようなことに表彰するか、これ非常に重要だと思います。時代背景から言うたら成果を上げたというのもあるんですが、奇抜なアイデアで市民を、和泉市をこういう方向へ導くような、そういうようなアイデアを出した中での表彰も必要かというふうに私個人的に思ってますので、いろいろ検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

続きまして、139ページ、男女共同参画センター運営事業の12委託料で、男女共同参画センター窓口事務委託料、そして、男女共同参画社会づくり啓発事業の12委託料で、男女共同参画啓発事務委託料、それぞれ計上されているわけですが、この内容についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○樋上征史総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長の樋上です。

いずれも和泉シティプラザに開設しております和泉市男女共同参画センターに関する業務を委託するものです。

男女共同参画センター窓口事務委託については、当該センターにおける講座や相談業務の受付、研修室及び図書の貸出し、モアいずみ通信の作成、また市民講師によるいずみワクワク講座の企画、運営などを委託するものです。

次に、男女共同参画啓発事務委託については、当該センターにおける市民向けの啓発講座やフォーラム事業、企業や学校に出向いての出前講座や啓発冊子の作成、市民協働の会議運営などを委託しております。

以上です。

○坂本健治委員長 森委員、どうぞ。

○森 久住委員 委託することによって、どのような効果があったのかお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○樋上征史総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長の樋上です。

窓口事務については、男女共同参画に関する知識と経験を有し、市民が組織し、地域に密

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

着したNPO団体に委託することで、和泉市の実績に応じた啓発事務が可能となっています。

また、啓発事務については、国の動きや社会情勢の目まぐるしい変化に対応するためには、より高度で専門的な知識が求められている中、男女共同参画に対し、より専門的な対応が可能で経験も豊富な民間事業者を活用することにより、市では招聘することが難しい講師による講座を実施することができ、また時代のニーズに即した講座メニューを展開できています。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、森委員、どうぞ。

○森 久住委員 これまで男女共同参画センターを運営する中で生じている課題、またそれに対する対応があればお聞きます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○樋上征史総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長の樋上です。

まず、課題といたしましては、市民協働による男女共同参画を推進するため設置している和泉市男女共同参画推進市民実行委員会の委員の人数、そして、男女共同参画の推進を主たる目的とする当該センターの登録団体の団体数について、近年大きく増加するには至っておりません。

今後の対応といたしましては、広報やイベントを活用して周知を行うことにより委員登録や団体登録を働きかけ、男女共同参画に関する活動を行う市民や団体の活性化や育成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 森委員、どうぞ。

○森 久住委員 男女共同参画センターの運営に係る今後の考え方についてお聞きます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○樋上征史総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長の樋上です。

当該センターは、平成15年度の開設以来、男女共同参画を推進する市民活動の拠点となる施設として、市民活動の支援や市民との協働により男女共同参画社会の推進のための各種啓発事業に積極的に取り組んできました。その運営趣旨とより質の高い市民サービスの安定的、継続的な実施の両立を図るため、引き続き、市が事業運営をコントロールしつつ、市民と事業者との3者体制で男女共同参画を進めてまいりたいと考えております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

また、当該センターでは、啓発事業に加えて女性問題総合相談業務も実施しており、電話相談、法律相談、カウンセリングを通じて、心の問題や対人関係、職場などでの悩みなど、女性が抱える様々な問題の相談に対し、女性の専門相談員が解決するための必要な助言などを今後も行っていく予定です。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、森委員、どうぞ。

○森 久住委員 ありがとうございます。

最後に、意見だけ述べさせていただきます。

近年、地域の課題というのは非常に多様化しております。今後の和泉市においても、その解決を行うために男女共同参画の視点に立つことが非常に重要だというふうに考えております。

今後とも、和泉市民が誰もが尊重され自分らしく生きられるよう、本市の男女共同参画施策を着実に推進していただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

続きまして、141ページから143ページにかけて、公共交通対策事業の18負担金補助及び交付金のうち、和泉中央駅ホームドア設置事業補助金について、まず、ホームドア設置に至った背景についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

補助に至った経緯ですが、駅ホームにおける転落、接触などが課題に挙げられる中、視覚障がい者のみならず、一般利用者を含めた全ての利用者の安全性の向上を図るため、旧泉北高速鉄道株式会社、現在の南海電気鉄道株式会社が現在の泉北線の全ての駅を対象としたホームドア設置に向けて、国の鉄道駅のバリアフリー化に対する補助制度を活用し取り組んでいくこととなり、大阪府と本市も補助を行ったものです。

以上です。

○坂本健治委員長 森委員、どうぞ。

○森 久住委員 このホームドア整備事業は、鉄道事業者による令和5年度から2か年事業で昨年7月から運用が開始されました。南海電鉄の泉北線では、和泉中央駅の設置から始まったと。そして、深井までと。5駅を順次設置していくというふうに聞いております。

本市からホームドアが設置されたということ、非常にありがたいなというふうに思ってい

ます。何よりも利用者の安全・安心につながるものとして大変うれしく思っております。

そこで、南海電鉄のバリアフリー化の推進は、ハード整備だけではなく、ソフト面でも積極的に取り組んでいると聞いています。その内容についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

南海電鉄では、昨年7月から関西初となる車椅子利用の際などの列車乗降介助をウェブ申込みできる南海サポートほっとネットの運用を開始しております。

サポートの受付は、御利用日の1か月前から前日18時まで可能で、列車の発車時刻ではなく来駅される予定時刻や利用区間などを入力することで、駅に到着されてから乗車される列車を駅係員が把握し、臨機応変な対応が可能となり、安全・安心に移動できるサービスとなっております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、森委員、どうぞ。

○森 久住委員 最後、意見ですけれども、少し余談になりますけれども、万博開催中に運行される臨時直通列車エキスポライナー、これが新大阪と桜島両駅で試行、試験的な導入がされたということで、これ、どういうことか言いますと、スロープが可動になって、そして電車との間を縮めたり高さを調整すると。だから、スロープが上がって行って電車と調整して、そこから車椅子なんか降りやすくなるというような実証がされたということで、ユーチューブでありましたので担当者の方と話してたら、把握されていてすごいなということで、今後、こういうような形のサービスがどんどん進むことを期待して、意見を言いたいと思います。終わります。ありがとうございました。

それでは最後に、147ページ、防災訓練会場設営等委託料について、まずお聞きします。

この委託料は、昨年、光明台中学校で開催した防災訓練に係る費用というふうに思いますけれども、町会・自治会などが開催している防災訓練に委託料が発生しているかをまずお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防災訓練会場設営等委託料は、毎年11月に開催している和泉市地域防災訓練の会場設営やリーフレットの作成などの費用で、町会・自治会が行っている防災訓練には委託料は発生しておりません。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、森委員、どうぞ。

○森 久住委員 町会・自治会での委託料は発生していないということですね。和泉市地域防災訓練以外に、令和6年度に町会・自治会など行った訓練があれば件数を教えていただきたいと思います。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

令和6年度、町会・自治会などが行った防災訓練の件数は25件となっております。また、市では、防災訓練以外に町会・自治会などから依頼のあった出前講座を実施しており、令和6年度は22件の出前講座を実施しております。

以上です。

○坂本健治委員長 森委員、どうぞ。

○森 久住委員 ありがとうございます。

私も、6月に開催された久井町の防災訓練に参加させていただきました。休日にもかかわらず、職員さんがいろいろな危機管理についての講演をやったりしてましたけども、特に参加してる市民さんが多かったです。いろいろな段ボールベッドとかそういうのを設置する、作るのに一生懸命になってました。

私たち鍛冶屋町も、こういうような形でやっていきたいというふうに以前にもあったわけですけども、市民さんがそこにいてるんですが、実はそれに関わる職員さんと共にやってるというのが、もうその現場を見たらすごく実感するんです。

ですので、地域の方が参加をできる、今後ますますそれが広がっていくことを期待しております。休日も、また夜間での開催もありますので、この辺が多く続けることによって多くの市民さんが防災についてのことを理解して、そして、和泉市民の防災の意識が高まるというふうに思っておりますので、大変だと思いますけど、ますます進めていっていただきたいと思います。

以上です。委員長、終わります。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

遠藤委員。

○遠藤隆志委員 遠藤です。よろしくお願いをいたします。

質問のほうなんですけれども、議会費のほうはなくて、総務費のほうから4点。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

1 点目、127ページ、人権文化センター管理運営事業の12委託料、市民文化ホール不要什器等処分委託料について、2 点目、141ページ、公共交通対策事業、18負担金補助及び交付金の路線維持バス運行負担金、3 点目、145ページ、地域防犯対策事業の18負担金補助及び交付金の防犯灯電気料金補助金、最後、4 点目、149ページ、市民防災啓発事業の18負担金補助及び交付金の自主防災組織育成事業補助金について、以上4点です。

それでは、1 点目の質問に入らせていただきます。

決算書127ページ、人権文化センター管理運営事業、12委託料の市民文化ホール不要什器等処分委託料についてお聞きをいたします。

令和6年予算審査特別委員会において、本委託料について質問した際、除却工事に入る前に譲渡会を開催する等、検討しているとの答弁がありましたが、譲渡会の実施内容、譲渡した物品等数量についてお聞かせをください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

譲渡会につきましては、本市庁内関係課、和泉市町会連合会に加盟する町会・自治会を対象に譲渡会を実施いたしました。

本市庁内関係課を対象にした譲渡会につきましては、令和6年5月22日から23日の2日間実施し、ロッカー、ごみ箱、長机、指揮台や譜面台など合計83品を再利用することで、備品の有効活用につながりました。

町会・自治会を対象にした譲渡会につきましては、令和6年6月24日に実施し、参加いただいた7団体に対して、折り畳み椅子、長机、コインロッカーなど合計59品を無償譲渡いたしました。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 譲渡会の内容は分かりました。

譲渡会後に実施した不要什器等処分の内容、処分した物品の種類や数量、そして処分費用の内訳についてお聞かせをください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

市民文化ホール不要什器等処分につきましては、施設の除却に先立ち、ホールの施設内及び同敷地内に残置された不要什器等について、有価物と廃棄物との仕分を行うとともに、有

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

価物については買取り、廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、収集運搬及び処分を実施したものでございます。

処分した物品につきましては、舞台演出設備、観客用設備及び機械室や事務用の什器などです。処分した総重量は7万1,100キログラム、71.1トンです。

なお、本事業の処分費用総額につきましては461万5,039円ですが、有価物として受託業者によるグランドピアノ1台の売払い額120万円を差引きしました341万5,039円が本委託料の決算額となります。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員。

○遠藤隆志委員 ありがとうございます。

予算の際の御答弁のとおりに譲渡会を実施していただき、本市庁内関係課及び町会・自治会等において多くの備品等が有効活用されていること、また、有価物の売却を行ったということが確認できました。

ただ、今回、町会・自治会を対象とした譲渡会についてなんですけれども、参加いただいたのは7団体ということで、少し何か少ないような気がするんです。必要がなかったというのであれば問題ないのかと思うんですけれども、今後も、このような機会があれば、しっかりと周知をしていただきたいと、ここはお願いをいたします。

このような譲渡会を行うことによって、特に限られた予算の中で活動されている町会・自治会等におかれましては、支出が抑えられ、非常に助かっているのではないかなと思われま

す。

また、リユースの推進にも寄与いたしますので、今後もこういった不要什器等の処分があれば、引き続き譲渡会等を開いていただき、有効活用をしていただきたいということを要望いたしまして、この項の質問については終わらせていただきます。

次に、2点目です。141ページ、負担金補助及び交付金のうち、路線維持バス運行負担金についてお聞きをいたします。

まず、この路線維持バス事業の目的と令和6年度の運行概要についてお聞かせをください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

路線維持バス事業は、路線バスの廃止及び減便に伴い、生活路線の維持のために市が運行しているもので、令和6年度の運行概要は、父鬼から槇尾中学校前を運行区間とする父鬼ル

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ート、和泉府中駅前から山荘を運行区間とする黒鳥ルート、和泉中央駅から城前橋を運行区間とする浦田ルートの3ルートで、朝夕の通勤・通学を主とした市民の移動手段として、黄色の「めぐ〜る」車両を活用し、市が南海バスと協定を締結し運行しております。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 今年4月に南海バス路線が一部廃止され、これは主に南海バスの乗務員不足によるものだったと記憶をしております。しかし、路線維持バス事業の見直しにより、令和7年度の黒鳥ルートについてはどのような影響を及ぼしているのか、お聞かせをください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

路線バスの一部廃止に伴い、他の地域を路線維持バスとして補完することとなり、バス乗務員のシフト調整や勤務間インターバルの確保といった点などを踏まえて、令和7年度から山荘行きの始発と和泉府中駅前行きの最終を減便しております。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 既存の黒鳥ルートにも減便といった影響が出ていることが確認できました。

それでは次に、減便前後の利用者数についてお聞かせをください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

黒鳥ルートの4月から9月までの月平均利用者数で言いますと、山荘行きは、令和6年度が467人、令和7年度が408人、和泉府中駅前行きは、令和6年度が529人、令和7年度が536人で、利用者数全体で見ますと、前年度比94%となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 ありがとうございます。

ただいまの御答弁で利用者数というのが分かりましたが、黒鳥ルートについては、山荘行きについては少しだけ影響が出たのかなという感じがいたしますが、どういったことが要因でということまではちょっと推測できないです。

質問は以上なんですけれども、乗務員不足や働き方改革関連法の実施など様々な要因はあるかと思いますが、今回の南海バス路線の廃止が中山間地域だけでなく、他の地域の生活に

も影響を及ぼしていることが分かりました。

バス事業の運営が厳しい状況の中、市のほうで燃料価格高騰対策の支援を行うことから、南海バスさんにつきましては、乗務員の確保に努めていただき、路線維持バス事業者として、地域住民の生活を支えるための生活交通の維持という責務をしっかりと全うしていただくよう、ここは強く意見を申し上げて、この項の質問は終わらせていただきます。

それでは次に、145ページ、地域防犯対策事業についてお聞きをいたします。

防犯灯電気料金補助金1,402万7,958円について、補助内容について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防犯灯に係る電気料金補助内容につきましては、4月1日時点の防犯灯設置台数に対して、1台当たり電気料金の2分の1を補助しているものです。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 分かりました。

現在、町会・自治会などが管理している防犯灯設置台数について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

市内の防犯灯設置台数は、約1万3,300台になります。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 分かりました。

電気料金補助については、現在1台当たり、電気料金の2分の1を補助しているとのことですが、今回、市長公約でもある電気料金全額補助について、いつから実施するのかについて教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防犯灯電気料金の全額補助につきましては、令和8年度から実施予定となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 分かりました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

第3回定例会一般質問において、町会・自治会費の支出の公平性についてということで質問させていただきましたが、防犯灯の電気料金についても触れさせていただきました。今回、令和8年度から全額補助いただけると、実施予定とのことですので、その辺については解消したのではないかと思います。

以上で、この項は終わります。ありがとうございます。

それでは、最後の質問を行わせていただきます。

149ページ、市民防災啓発事業についてお聞きをいたします。

自主防災組織育成事業の補助金183万6,123円について、補助内容を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

自主防災組織育成事業補助金につきましては、町会・自治会、またはこれに準ずると認める団体で結成される自主防災組織に資機材購入及び訓練活動費を補助するものとなっており、資機材購入補助金は、自主防災組織設立時に上限20万円、さらに3年ごとに上限10万円、また、訓練活動補助金は、校区訓練で消耗品購入費用上限5万円、自主防災組織訓練で対象となる消耗品費用2分の1、上限2万円を補助しております。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 分かりました。

では、令和6年度の補助実績と現在の自主防災組織の設立件数について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

令和6年度の補助件数は、資機材購入費補助が10件、訓練活動補助が24件で、現在の自主防災組織の設立件数は93件となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 分かりました。

自主防災組織設立に向けての取組について、教えていただけますでしょうか。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

自主防災組織の設立につきましては、毎年校区会長会議で補助制度について説明させてい

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ただいているほか、町会・自治会などから依頼の出前講座時において、自助、共助の必要性、重要性について説明をし、自主防災組織設立につなげております。

以上です。

○坂本健治委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤隆志委員 ありがとうございます。

災害時の自助については、昨今、全国各地で災害が多発をしており、本市においても、まだ記憶に新しいところでは、2018年の台風21号により大きな被害が発生しました。そういった関係で、本市においては、自助の必要性ということについては各家庭にも浸透していて、防災グッズを備えるなど、非常に意識は高まっているのではないかと思います。

一方、自主防災組織、こちらについてはいわゆる共助の部分に当たるのかなと思うんですけれども、やはり昨今の町会・自治会離れ等の影響が大きく関与しているのではないかと。共助の必要性、重要性についての意識がやはり希薄になっているのではないかというふうに危惧をしております。

今のお答えを聞いておりますと、設立件数もまだまだ少ないのかなと思います。こちらについては、本当にもう繰り返しになりますけれども、その重要性等をしっかりと各町会・自治会、また単位町会等にも積極的に働きかけをしていっていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

スペル・デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 明政会のデルフィンです。

3点です。123ページ、伝統行事継承事業についてと、131ページ、ふるさと元気寄附事業についてと、145ページ、地域防犯対策事業についての3点です。よろしくお願いします。

まずは、123ページ、伝統行事継承事業、だんじり・みこし連絡協議会活動補助金についてお伺いします。

補助金の内容と、不用額が生じていますが、その理由についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の西です。

和泉市だんじり・みこし連絡協議会活動補助金については、和泉市におけるだんじり・みこし祭りの円滑な運営を図るため、関係機関との連絡・調整を行い、その運営について検討

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

協議し、だんじり・みこしの安全な曳行及び伝統行事としての保存と発展に寄与することを目的として活動する和泉市だんじり・みこし連絡協議会に交付しています。

補助金の対象については、1、協議会の事務、2、安全対策や事故防止のための説明会の開催等の協議会の行う事業、3、だんじり・みこしを所有している各会員に対する活動の補助となっています。

次に、不用額が生じた主な理由ですが、子どもだんじり・みこしを用いた祭礼を実施する町会等の複数の団体が、子どもの数が少ない等の理由により祭礼を実施しなかったことから、会員に対する補助金を支出しなかったことや、例年開催していた会議の一部を書面開催としたことにより、会議費を削減したことによるものです。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、スペル・デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

答弁において、和泉市だんじり・みこし連絡協議会の会員に対して活動の補助を行っているとのことですが、どのような会員に対して補助を行っているのかをお聞きます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の西で

す。
令和7年度の会員につきましては、本格だんじりを用いた祭礼を運営する町会等の正会員が35団体、子どもだんじり・みこしを用いた祭礼を運営する町会等の準会員が14団体の合計49団体となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、スペル・デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

それでは、今年度の祭礼におけるけが人などの救急搬送状況などを把握しているようであれば、お聞きます。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の西で

す。
本年度の祭礼における救急搬送の状況については、9月28日、10月5日に実施されました試験曳き及び祭礼当日の10月11日から13日の合計5日間で28件の出場があり、27名の方が病

院に搬送されています。

内容については、曳行中の転倒などによる負傷や体調不良が多く、いずれも軽症であると聞いています。

また、昨年度の出場件数37件、搬送人数36名と比較し、出場件数9件、搬送人数9名の減少となっています。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

次に、135ページ、市民活動推進支援事業において、市民活動推進支援金としてだんじりに関する団体に対して支援金を交付していると聞いていますが、先ほど答弁いただいただんじり・みこし連絡協議会の補助金との違いについてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の太西です。

市民活動推進支援事業におけるだんじりに関係する団体への支援については、各町会等が実施する祭礼が対象ではなく、それぞれの連合単位で市民活動を実施する事業に対して行う支援であり、だんじり祭りを通じた地域コミュニティの形成、献血活動、市内の清掃活動等の社会貢献事業、見物客・観光客の安全対策に対して支援しているもので、だんじり・みこし連絡協議会活動補助金とは、対象団体、対象内容が異なることになるものです。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

次に、131ページ、ふるさと元気寄附事業についてですが、過去3年の寄附額の推移についてお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工来訪促進担当課長 商工来訪促進担当課長の武市です。

ふるさと元気寄附の寄附額は、令和4年度が6億6,927万4,693円、令和5年度が9億494万6,020円、令和6年度が12億221万6,953円です。令和5年度と6年度を比較すると、約3億円の増額となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。過去3年の寄附額の推移については分かりました。

ふるさと元気寄附は、魅力的な返礼品があることで寄附額が増加する傾向にあると思います。

そこで、本市ではどのような返礼品が選ばれているのか、寄附額ベースの上位の返礼品をお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工来訪促進担当課長 商工来訪促進担当課長の武市です。

令和6年度の寄附額ベースでは、泉州タオル10枚セットなど、マヌカハニー、ドリップコーヒーの詰め合わせといったものが上位の返礼品となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。泉州タオル、マヌカハニー、コーヒーなどの返礼品が人気ということが分かりました。

ふるさと元気寄附は、自治体にとって、他の自治体の住民からの寄附により市の収入を増やすことができる手段であると同時に、和泉市民が他の自治体に寄附を行うことで市税が流出してしまい、本市の収入が減少をしてしまうという側面を持つ制度であると認識しています。

そこで、ふるさと元気寄附事業において、市の収入を確保するために行っている新たな取組があれば教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工来訪促進担当課長 商工来訪促進担当課長の武市です。

ふるさと納税に係る寄附を確保するための新たな取組として、新規返礼品の開拓などのために和泉商工会議所と連携し、魅力的な返礼品数の増加に取り組んでおります。

また、市内の飲食店等において二次元コードを読み込むことで、簡単にその場でふるさと納税をすることができ、返礼品として当日の代金から利用可能な電子クーポンを受けることができる現地型ふるさと納税の導入を始めております。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。ふるさと元気寄附事業において、さらなる収入確保のために様々な取組を進めていただいていることが分かりました。

ふるさと元気寄附事業は、市の収入確保の手段として非常に重要な事業であると認識していますので、引き続き積極的に取組を進めてください。

最後に、最近のニュースで、ふるさと納税の対象となる自治体としての指定の取消しを受けた市町があると聞きましたが、なぜそのようなことになったのかをお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○武市久美子環境産業部産業振興室商工来訪促進担当課長 商工来訪促進担当課長の武市です。

まず、9月に総務省より指定の取消しを受けた自治体が岡山県総社市、佐賀県みやき町、長崎県雲仙市、熊本県山都町の4市町となります。

指定の取消し理由は、ふるさと納税指定基準である返礼品の調達費は寄附額の3割以下であることや、返礼品の調達に加えて、送料、手数料、広告費などを含めた募集費用の総額は寄附額の5割以下であることとした指定基準に違反したものによるものでございます。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。ふるさと納税の指定基準に違反したことにより、指定が取り消されたのは分かりました。

寄附額を増やすためには、様々な取組が必要です。指定の取消しといったことが本市において起きることのないよう取り組んでいただきますようお願いします。

次に、145ページ、地域防犯対策事業の防犯カメラ借上料についてお聞きします。

現在、市内の防犯カメラ設置台数と、そのうち令和6年度に設置した台数を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防犯カメラの設置台数につきましては、令和6年度末449台設置しており、そのうち令和6年度の設置台数は11台となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。防犯カメラは多数あるほど犯罪抑止にもつながり、また、犯罪検挙にもつながると思います。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

これまでも防犯カメラを増設していただき、今後も増設すると聞いていますが、スケジュールや増設台数について教えてください。また、市が管理している防犯カメラ以外で、町会・自治会など独自で管理している防犯カメラ台数も分かればお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防犯カメラの増設スケジュールにつきましては、令和8年度、9年度の2か年で設置場所の選定を行い、令和10年度、11年度の2か年で設置を行っていく予定です。

設置台数につきましては300台を予定しております。

町会・自治会やマンションなど独自で管理している防犯カメラにつきましては、正確な台数は把握できておりませんが、約50台と聞いております。

以上です。

○坂本健治委員長 スペル・デルフィン委員、どうぞ。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

防犯カメラの増設については、町会・自治会からも設置要望があると思いますが、令和6年度設置要望のあった件数を教えてください。また、あわせて、今後増設していく防犯カメラは、町会・自治会などからの要望箇所にも設置していただけるか、お聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

令和6年度、町会・自治会からの設置要望件数は3件となっており、今年度も既に10件の要望を受けておりますが、増設していく防犯カメラの設置場所については、犯罪抑止につながる場所や基幹道路上の逃走ルート、通学路を重点に、警察や関係機関と連携し、設置場所の選定を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、スペル・デルフィン委員。

○スペル・デルフィン委員 ありがとうございます。

以上です。

○坂本健治委員長 委員会の途中でありますが、お昼のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時41分休憩)



(午後 1 時00分再開)

○谷上 昇副委員長 午前に引き続き委員会を開きます。

他に質疑の発言はありませんか。

関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。五月会の関戸です。よろしくお願いいたします。

全部で8点ございます。

まず、ページ数と質問項目を申し上げます。

117ページ、人事配置適正化事業の10需用費、印刷製本費に関連して。同じく117ページ、人材育成事業、公務員の副業についてお尋ねします。123ページ、市政情報発信事業の12委託料、広報番組制作・放映委託料について。135ページ、市民活動推進支援事業の18負担金補助及び交付金、市民活動推進支援金について。141ページ、公共交通対策事業の18負担金補助及び交付金、路線維持バス運行負担金とバス路線維持費補助金について。145ページ、地域防犯対策事業の13使用料及び賃借料、防犯カメラについて。153ページ、固定資産税・都市計画税賦課事業の12委託料、固定資産管理システム更新委託料。最後に、158ページ、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事業の1報酬、投票立会人報酬についての8点です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、117ページの人事配置適正化事業、印刷製本費に関連してお伺いをいたします。

職員さんが職務上で外部の方と接する際、迅速かつ正確に所属先や連絡先を伝えるために名刺を持ち合わせることは不可欠だと考えております。それで、この名刺を作成する際の費用については公費で負担している自治体が増えていると報道等でも聞いております。

そこで、まず本市では、職員の名刺作成に係る費用について、公費で負担しているのかお答えください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

職員の名刺作成費用に関しましては、印刷製本費として公費で印刷発注する対応はしておりません。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

現在は公費負担はしていないということなのですが、では、現状、各職員さんが持たれている名刺というのはどのように作成しておられますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

名刺の作成については、自費で印刷業者に発注する場合や、消耗品費として名刺の台紙を購入し、庁内のカラープリンターを使用して作成しております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

自費で購入されている方と、そうでない方がおられるということなんですけれども、では、個人負担なく、プリンター等で印刷できるということを庁内で周知徹底というのはできておられますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

職員への周知が十分ではなかったことから、名刺作成のニーズが高まる年度末などにおいて周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

名刺は、職務上で当然必要となる経費だと思いますので、台紙もしくはインク代が公費負担できる旨、しっかりと周知いただきますようお願いいたします。

それと併せまして、私自身、日々の業務の中で、職員さんに対して市民さんや業者さんを紹介するというか、引き合わせる機会が多々ありますけれども、その際、先方さんが名刺を出されているにもかかわらず、名札を見せるだけの職員さんが多々おられます。社会人としてのマナーだと思いますので、その点はよろしく願いまして、1点目を終わらせていただきます。

続きまして、2点目の同じく117ページ、人材育成事業に関連しまして、人材育成の観点でお尋ねします。

本市では、人事給与制度改革実行プランの中で、地域貢献活動に関する副業の許可基準と

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

いうものが明確化されたものと記憶をしております。私としましては、職員さんが異なる職種の方、また地域の方々と関わることで柔軟な発想や広い視野を養うことができるなど、副業のメリットは大きいというふうに考えております。

そこで、本市の地域貢献活動に関する副業の許可基準と許可されている件数について教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

地域貢献活動に資する副業として認めるに当たりましては、地域の発展や活性化に寄与する活動であること、就業時間外の活動であること、公正な職務の確保に支障がないこと、報酬の額が社会通念上、相当と認められるもの、営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動でないこととしておりまして、令和6年度の許可件数は20件でございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

基準と件数をお答えいただきました。20件を許可されたということなんですけども、それでは、具体的にどのような副業が地域貢献活動として許可されているのか教えてください。

○谷上 昇副委員長 どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

令和6年度の地域貢献活動に係る許可案件としまして、地域の子どもに対するスポーツ指導、高齢者の移動支援、地域イベントの設営、ホームステイの受入れなどがあります。

また、自治体に関連する業務として、市営プールの監視員、救護員や市広報紙の配布があります。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

では、具体的な事例としてお尋ねしますが、職員さんから、週末だけ民間のスポーツジムでインストラクターをしたいといった許可申請が出た場合というのはどのように対応されますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

スポーツインストラクターにおいても許可事例がございますが、地域貢献活動と判断することが難しい、営利を主目的とした企業活動に従事する場合については不許可となると想定されます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

スポーツインストラクターの許可の事例があるということもあったかと思うんですけども、その上で、ただいまの御答弁では、営利を主目的とした企業活動に従事する場合については不許可ともお答えされました。

私のイメージでは、基本的にスポーツインストラクターというのは、民間企業にいるという認識をしておりまして、営利を目的としない民間企業というのは存在しないかなというふうに思っております。その上で言いますと、なかなか判断が難しいといえますか、人事課さんも悩ましいところなのかなというふうに推察をしているところです。

今年度から、お隣の河内長野市さんのほうでは、市職員の兼業・副業を市として応援しようということで、兼業の推進条例を制定しておりまして、そこでは、営利企業を営むことを目的とする会社で兼業する職員も許可の対象になり得るということでした。国の動きといたしましても、営利企業の従業員との兼業であるとか、書道教室の経営といった自営兼業という具体例も示しながら、これらを行うことも可能というアナウンスがされていると聞いております。

そこでお尋ねするんですけども、市として副業の許可基準を緩和する考えはございますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

営利企業を含めた兼業範囲の拡大に向けては、総労働時間の管理や職員の健康管理など諸課題の整理が必要と考えており、他団体の事例も参考にしながら調査研究してまいります。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

課題も示されながら調査研究ということでお答えいただいたんですけども、冒頭に申し上げましたとおり、兼業・副業には職員さん自身のメリットはもちろんですけども、現在、市内の企業さんでは人手不足が深刻な状況だということも耳にしております。このあたりの

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

解消にも寄与できる可能性もございますので、ぜひ前向きに御検討いただくことを要望しまして、この項は終わります。

次に、3点目の123ページ、市政情報発信事業、広報番組制作・放映委託料の内容、そして委託先について教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

本委託は、株式会社ジェイコムウエストに番組の作成・放送業務を委託し、同社の市内ネットワークを通じて市政情報を発信するものです。

令和6年度は、令和5年度に引き続き吉本芸人のラニーノーズをMCに迎え、「いずラニ」と題して笑いのある情報番組を毎月作成し、1日2回、J：COMでの放送のほか、YouTubeにも同内容をアップしたものです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

それでは、市政情報発信事業では、この番組制作のほかにどのような取組を行っておられますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

市政情報発信事業については、市政情報や市の魅力を市内外に発信するため、広報いずみの製作、市ホームページの運用、いずみメール、市公式LINEやXといったSNSによる発信等を実施しています。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

様々な媒体を通じまして市政や市の魅力を発信されているということが分かりました。

それで、私は、アピール担当課さんには、その名のとおり、市の広告塔として積極的に和泉市で起こっていること、和泉市におられる優れた人材の宣伝、和泉市にある人気のお店の紹介などなど、公の視点にとらわれることなく柔軟に活発に動いていただきたいというふう

に期待をしております。

その一つとしまして、例えば、市内の企業さんや飲食店、また、市民さんなどがテレビなどのメディアに取り上げられるということを市が事前に把握できた場合、市の様々な媒体を通じまして、情報発信、情報提供をしていただきたいというふうに思っております。

実際、市民さんにとりましても、事前に放送されることが分かれば、主張しようと思う方がたくさんおられるでしょうし、放送されることを後で知った場合、知っていたら見たのにということがよくございます。こういった情報を提供することは可能でしょうか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

広報紙や市公式LINE等での情報発信については、市民に対して市政や市、または関連団体が主催する事業等に関する情報を分かりやすく伝え、市民の行政への理解を深め、参画のきっかけとなるよう行っているものです。その趣旨も踏まえまして、テレビ放映等に係る事前周知については今後の検討課題にしたいと考えております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

お答えいただいたんですけれども、この事業の趣旨は、もちろん市政情報発信事業ですので、その名のとおり市や関連団体の事業の情報を分かりやすく伝えると。これは当然最低限行政が行うべき責務ですので、これはこれで続けていってもらったらいいいのかなというふうに思っているんですね。

ただ、私がアピール担当課さんに求めているのはそういったレベルではなくて、お答えでは、趣旨を踏まえ、テレビの事前周知は今後の検討課題ということでしたが、踏まえるのではなく、一歩前へ踏み出していただきたいというところです。ひょっとしたら、皆さんの中では、一企業を宣伝するのは行政として控えるべきとか、放送内容が予想したものと違ったら市に苦情が来るのではとか、番組の内容変更で放送されなかったらとか、いろんな心配があるのかもしれませんが、私は、その点の心配は不要だというふうに考えてるんですね。放映されるという情報自体は、御本人からの届出制にした上で、公序良俗には反するような内容ではないといった旨も誓約いただいて、市としては、こういう企業さん、こういうお店、こういう方々が〇〇何日の番組に出ます、放送日は予告なしに変更されることがあり

ますという程度にとどめておけば、市に対してクレーム等がないのかなというふうに思っております。

例えば、和泉市のお医者さんやすばらしいアスリートが「情熱大陸」で取り上げられるかもしれません。市内の飲食店が「となりの人間国宝さん」に選ばれるかもしれませんし、新婚さんが和泉市の新生活支援金を使ったりとか、南部地域の移住定住支援金をもらった御夫婦が、日曜日の「新婚さんいらっしゃい！」に出て、和泉市はすばらしいところですよと、こういった補助金ありますよという宣伝をしてくれるかもしれません。このテレビ放映の事前周知、1銭のお金をかけることなくできることだと思いますので、今後の検討とわず、ぜひ取り組んでもらえることを要望しておきます。

続きまして、135ページ、市民活動推進支援事業の18負担金補助及び交付金、市民活動推進支援金についてお伺いいたします。

まず、この支援金はどのような団体に対して交付されているのか教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

本支援金は、公益活動支援コース及び地域活性化コースに分かれております。公益活動支援コースでは、地域及び社会の課題解決に取り組む団体を支援対象としており、地域活性化コースでは、例えば、地域のお祭りなど、地域の活性化、交流促進、伝統文化継承に取り組む団体を支援対象とするものです。

なお、支援金の交付対象団体の決定については、外部有識者等で構成する和泉市市民活動推進支援事業審査会において団体の審査を行った上で交付対象団体を決定しております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

では、令和6年度の支援金の交付実績について教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の大西です。

交付実績としましては、公益活動支援コースは24団体、444万8,000円。地域活性化コースは13団体、774万9,000円。合計37団体、1,219万7,000円を交付しております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

では、次ですけれども、この制度自体はいつから実施しているのか。また、各団体への交付金額というのはどのようにして決まっているのかお答えください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の太西です。

本制度は、令和3年度より実施しております。

また、支援金額につきましては、公益活動支援コースのうち、事業の初動・拡充支援として3回まで活用できるチャレンジコースは、支援対象経費の3分の2以内で上限10万円、それ以外の公益活動支援コースのステップアップコースと地域活性化コースは、支援対象経費の2分の1以内で上限80万円となっております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

令和3年度からこの制度ということですが、以前は「ちょいず」という名称でかなり前からされたかなというふうに思っております。当時は投票ということで、事務費が膨大にかかったりという中で、職員さんが工夫いただいて、現在は投票ではなくて審査会ですかね、という形で、そういった無駄も削減しながら改善に取り組まれているということで感謝をしておりますし、実際、他市の議員さんからも大変興味のある取組ということで、よくお褒めの言葉をいただいております。

そんな中、今は、それぞれのコースの上限というのをお示しいただいたわけですが、現在の制度となった令和3年から5年が経過した中、その間に人件費や物価がかなり高騰している状況でございます。この交付金の上限金額の増額などを御検討いただきたいと思っておりますけれども、これについてお答えください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の太西です。

市民活動推進支援金は、本市における地域及び社会の課題解決や新たな公共サービスの充

実を図ることを目的に行う市民活動に対し支援金を交付することにより、市民活動の活性化及び協働の促進を図り、もって市民相互の協働、共生によるまちづくりを推進することを目的としております。

一方で、市民活動の事業運営に当たっては、補助金ありきではなく、団体や活動の自立を促していくという視点を持つことも重要であると考えており、市民活動推進支援事業審査会からも御指摘いただいているところです。

制度創設以降、人件費や物価が高騰していることは認識しているところでございますが、市としては、このような状況下においても市民活動の効率的・効果的な事業運営に資するよう団体と協議しつつ、新たな団体が本制度を活用し、市民活動が一層活性化するよう周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

御答弁をお聞きする限り、なかなか補助金の増額というものは財政的にも難しいというふうに受け止めさせていただきました。

ただ、市のほうでも、人件費であるとか物価の高騰については共通の認識を持っていたということなので理解をいたしました。

実際、私自身、地元の盆踊りであるとか祭礼に参加する中で、30年近く会計であるとか運営にも携わっておりますけれども、これらの祭りにつきましては、参加者の負担、会費はもとより町民さんや企業さんからのお花、御寄附といった御好意で成り立っている部分が多いわけですが、例えば、30年前に1万円を寄附してくれていた方は、物価が1割上がったからといって寄附金が1万1,000円にはならないんですね。30年前からずっと1万円という形の切りのいい数字できているというのが実態でございます。

片や、安全対策のための警備であるとか、やぐらの設置といった建設資材のリース代というのが上がり続けております。御答弁では増額は難しいようでしたけれども、少しでも主催者の負担軽減につながるような制度改正を検討いただくことを要望しまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、141ページ、公共交通対策事業の18負担金補助及び交付金のうち、路線維持バス運行負担金とバス路線維持費補助金についてお聞きします。

まず、この2つの事業の内容を教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

路線維持バス運行負担金は、路線バスの廃止及び減便に伴い、生活路線の維持のために市が運行しているもので、朝夕の通勤・通学を主とした市民の移動手段として黄色の「めぐ〜る」車両を活用し、3つの運行ルートに要する経費から運賃収入を差し引いた額を、運行事業者である南海バスに運行負担金として支出しております。

また、バス路線維持費補助金は、本市バス路線のうち、休廃止計画に対処し、緑ヶ丘団地線、父鬼線の一部区間の維持存続を目的に運行経費から運賃収入を差し引いた額の半額または全額を南海バスに補助金として支出しているものです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

それで、前者の路線維持バスの運行については、今年度、令和7年度から大きな変更があったわけですが、その変更点を教えてもらえますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

これまでの路線維持バス運行からの変更点ですが、和泉府中駅前から山荘を運行区間とする黒鳥ルートは、始発便と最終便を減便しており、和泉中央駅から城前橋を運行区間とする浦田ルートは、当該駅から父鬼に運行区間とする父鬼ルートに組み込み、運行事業者は岸和田観光バスに変更となっております。

また、和泉中央駅から春木川、若樫を運行区間とする春木川ルートを新設し、朝夕の時間帯は黄色の「めぐ〜る」車両を用いて南海バスが運行し、日中の時間帯は春木川・松尾寺ルートとして、ワンボックス車両を用いて大阪第一交通が運行しております。

なお、今年10月より、天野山と父鬼・槇尾学園前を運行区間とする天野山ルートを新設しており、こちらはチョイソコいずみ運行前後の空き車両を用いて大阪第一交通が運行しております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

今年度からの変更点を説明いただいたわけですが、それで、この変更に伴いまして、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

運行負担金は令和6年度の決算額から大幅に増額することになるかというふうに思っておりますけれども、どの程度増えるものなのか、今年度の予算ベースで構いませんので教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

令和7年度の路線維持バス運行負担金の予算額は8,377万6,000円で、令和6年度に計上した準備経費を除いて令和6年度の決算額と比較すると、約6,600万円の増額となります。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。6,600万円の増額ということです。

ただ、これには運賃収入の分が考慮されておきませんので、幾らかは下がるかなというふうに思っておりますけれども、それでも今後の路線維持バスには大きな経費がかかっていくということで理解をしております。

もちろん費用対効果が高ければ、それにこしたことはありませんけれども、地域ごとの課題もありますし、バランスを注視しなければならないという難しさもあろうかと思います。

そこで、路線維持バスを見直す前と後におけます市民さんからの反響であるとか課題があれば教えてもらえますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

全体を通して朝夕の通勤通学の時間帯の運行便数が少ない、また、時間が合わない、路線維持バスを運行していない時間帯の他の交通手段が分かりにくいといった御意見が寄せられております。

次に、課題としましては、岸和田観光バスや大阪第一交通の運行車両が交通系ＩＣカード未対応の点が挙げられます。高齢者層など、現金払いに慣れた利用者には影響が少ないものですが、キャッシュレス決済を多用する年齢層にとっては利便性の低下が考えられます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

では、最後に、今年の4月から路線維持バスを運行してくださっているわけですが、実際に現場で起こった不具合などがあれば教えてもらえますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○田口泰三都市デザイン部都市政策室交通担当課長 交通担当課長の田口です。

春木川・松尾寺ルートにおきましては、平日で往復路22便を運行しておりますが、日中に運行する便で、月に一、二回程度、積み残しがあつたと運行事業者からの報告を受けております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

春木川・松尾寺ルートで積み残しがあつたということでございます。

実際、私の地元ですので、何度もこのワンボックス車両を使わせていただいておりますけれども、乗車できる人数が運転士さんを除いて9名ということで、路線バスと違って立ち乗りができないので、絶対9人しか乗れないというところでございます。

私の場合は、まだ駅に近いほうのバス停なので、春木川からどんどんお客さんが乗ってくるという中で、バスをいつも待つ中では、乗れる枠があるのかとか、あと、私以外に何人か待たれていたときに、乗れる椅子が1つしかなかったらどうしようとか、いろんな不安を持ちながら待っているわけですが、幸い私自身は今まで積み残しに遭うことなく乗せていただいております。

この路線維持バスについてですけれども、南海バスの突然の廃線の申入れによって始まったということですが、この間、担当の職員さんにおかれましては非常にタイトなスケジュールの中、地元調整も含めて制度設計をしていただいたことに改めて感謝を申し上げます。

そして、確かに便数は減ったものの、これまで何十人も乗れるような大型バスで運行されていたものが、実際はもう9人程度のワンボックス車両で賄われているということです。

今、地域のほうからは、バスが小さくなったことをプラスに捉えて、大きなバスでは入ってこれなかったところをまたつくっていただきたいといった声であったりとか、和泉中央駅のワンボックスカーの乗降場所には、唯一ほかのバスと違いましてベンチがございませんので、設置いただきたいというふうな要望も受けております。

今後、さらに高齢化が進む中、バス行政は大変重要な施策だと思っておりますので、引き続き利用者、また地域住民の声に耳を傾けていただきながら進めてもらえることを要望しまして、この質問を終わります。

続きまして、145ページ、地域防犯対策事業についてお尋ねいたします。

使用料及び賃借料のところでお聞きしますけれども、防犯灯と防犯カメラについての記載がありまして、防犯灯の電気料金につきましては、先ほど遠藤委員さんのほうからもあったと思いますけれども、市のほうで全額負担していただけるということで過去に一般質問をしておりますので、大変うれしく思っております。

そんな中、防犯カメラに特化してお聞きするわけですが、この項目で1,000万円を超える大きな不用額が出ております。まず、この要因について教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

不用額につきましては、平成24年に契約していました防犯灯のリース契約が満了を迎えるに当たり、令和7年2月から契約更新する予定でありましたが、更新作業に時間を要したため、リース契約が令和7年3月からとなったためとなっております。

また、防犯カメラにつきましても、既存の防犯カメラを令和6年7月に新たにリース契約を締結する必要がありましたが、事業者と再度調整の結果、既存の防犯カメラを再リースすることが可能となり、リース費用を減額することができたため、不用額が生じたものです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございました。

それで、ここから何点かの質問、先ほどデルフィン委員さんとも重複いたしますけれども、確認の意味も込めてそのまま続けさせていただきます。

防犯カメラの設置台数につきまして、これまでの推移を含め教えてもらえますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防犯カメラの設置台数につきましては、平成23年度22台、平成27年度21台、平成28年度80台、平成29年度105台、平成30年度105台、令和4年度105台、令和6年度11台、合わせて449台設置しております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

約450台、現在設置されているということが分かりました。

では、ここで改めてお聞きするんですけれども、防犯カメラを設置する目的を教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防犯カメラの設置については、街頭犯罪の未然防止及び子どもや女性を対象とした犯罪抑止を図り、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを目的に設置しております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

では、防犯カメラを設置してきたことによりましての成果についてお尋ねしたいんですけれども、それをはかる指標の一つとしまして、犯罪の件数というものがあるかと思います。こちらについて教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防犯カメラを設置していることで令和2年度までも犯罪件数は減少しており、コロナ禍によりさらに減少を続けておりましたが、コロナ禍が明け、因果関係は定かではありませんが、一時的に犯罪件数は増加したものの、現在では減少傾向にあります。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

一定効果があったということで受け止めさせていただきました。

では、今後、防犯カメラを増設していくということで午前中のやり取りでもございましたけれども、再度、増設する予定の台数と設置するスケジュールを教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防犯カメラの増設台数につきましては300台を予定しております。

設置スケジュールについては、令和8年度、9年度の2か年で設置場所の選定を行い、令和10年度、11年度の2か年で設置を行っていく予定です。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

平成23年から約25年間で450台となったものが、今後4年間で一気に300台も増設されるということで、安心・安全なまちの実現に向けた市の強い意志を感じているところでございます。

それで、かねてより防犯カメラの増設につきましては、町会・自治会などからも要望を聞いているわけなんですけれども、その目的が、通学路の安全といったものから、不法投棄の監視、これも犯罪といえば犯罪なんですけれども、そういった形で様々な目的がある中で要望が寄せられております。

今後、町会・自治会などからの要望箇所にも設置していただけるのか。また、どのような観点でそういった場所を選んでいくのか。このあたりを教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防犯カメラの増設につきましては、これまでも町会・自治会などから多く寄せられておりますが、増設する防犯カメラにつきましては、犯罪抑止につながる場所や基幹道路上の逃走ルート、通学路を重点に警察や関係機関と連携し、設置場所の選定を行ってまいります。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

選定場所につきましては、警察等とも連携ということなんですけれども、基本的には、先ほど申し上げましたようなごみの不法投棄といった観点ではないのかなというふうに受け止めさせていただきました。

計画では4年ということですが、少しでも早く設置を完了いただくことを要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、153ページ、固定資産税・都市計画税賦課事業の12委託料の中に、固定資産管理システム更新委託料がありますが、この委託内容についてお聞きします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○岩橋寿明総務部税務室資産税担当課長 資産税担当課長の岩橋です。

固定資産管理システム更新委託料ですが、航空写真の撮影や地図データの作成、地番参考図、家屋図などの登記情報等の経年によるデータ更新、家屋の異動判読業務など、賦課期日における現況の変更確認作業を業務委託したものです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

この業務によりまして土地建物の現況を的確に把握される中で、公平・公正な課税が行われているものというふうに理解をしているところでございます。

特に、建物の異動判読につきましては、過去の航空写真等と比べながら、課税できてなかったものに対しまして順次課税されているということ、逆に市民の方から相談を受ける中で、職員さんに対しては頑張ってくれてるんだなというふうに理解をしているところでございますので、引き続きよろしく願いいたします。

それで、この固定資産税についてですけれども、住宅用地に関しましては、税制上優遇措置があるかと思えますけれども、まず、その制度の内容についてお聞きします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○岩橋寿明総務部税務室資産税担当課長 資産税担当課長の岩橋です。

住宅用地、いわゆる人の居住の用に供する家屋の敷地に対しては、利用されている住宅用地の税負担を軽減する目的で、その敷地面積の広さによって住宅用地特例制度を設けています。具体的には、居宅1戸につき敷地面積200平方メートル以下の部分は小規模住宅用地の課税標準額について、固定資産税評価額を6分の1、都市計画税評価額を3分の1として、それぞれ税率を乗じて税額を軽減しています。

また、敷地面積200平方メートルを超える部分は、一般住宅用地の課税標準額について、固定資産税評価額を3分の1、都市計画税評価額を3分の2としまして、それぞれ税率を乗じて税額を軽減するものです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

住宅用地が存在する土地の固定資産税、都市計画税も含んでですけれども、かなりの軽減がなされることが分かりました。

では、特定空家について、これを除却した場合、固定資産税はどうなるのか教えてもらえますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○岩橋寿明総務部税務室資産税担当課長 資産税担当課長の岩橋です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

特定空家を除却することによって更地となり、住宅用地特例の対象外となるため、固定資産税が約3から4倍、都市計画税が約2倍になります。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

除却によって更地になった場合ですけれども、この特例の要件が外れて、固定資産税であれば3から4倍、都市計画税が約2倍になるということでお答えいただきました。

今回、この質問をした経緯なんですけれども、近年、人口減少や少子高齢化の進展によりまして、特定空家において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことにつながる空き家の放置というものが社会問題となっております。本市におきましては、その解決のため、老朽危険空き家の除却に関しまして補助制度をかねてより続けていただいているということには感謝をしております。ただ、その一方で、空き家の解体がなかなか進まない要因の一つとして、所有者にとりましては、除却後に一気に固定資産税が上がるという、その負担が一つのハードルになってるんじゃないかなというふうに考えております。

そんな中、全国的にも特定空家対策促進の観点から、空き家除却後の固定資産税について一定期間減免を継続している自治体が増加傾向にあるようですけれども、大阪府内でこのような措置をしている自治体はあるのかお答えください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○岩橋寿明総務部税務室資産税担当課長 資産税担当課長の岩橋です。

空き家対策促進のため、地域の実情に応じて条例等により一定の空き家などへの除却後の税負担の軽減措置を設けている府内の自治体としましては、令和7年10月時点で、阪南市、泉南市、大阪狭山市、岬町、豊能町の5自治体で実施している旨を確認しています。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

大阪府内においても5つの自治体が実施しているということです。本市におきましても固定資産税の減免というのを検討いただきたいと思いますと思いますが、市の見解をお聞きます。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○岩橋寿明総務部税務室資産税担当課長 資産税担当課長の岩橋です。

空き家等を適切に管理する責務は所有者などにあり、その除却も所有者などが行うことが

基本です。一方、解体費用や相続関係の複雑さなど、様々な要因により空き家が放置されていることも認識しています。

委員御指摘の固定資産税の減免については、天災やその他の特別な事情がある場合において適用することとなっており、ほかの更地との税負担の公平性の観点からも限定的であるべきと考えます。まずは先行事例を参考に、その効果などについて研究してまいりたいと考えています。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

一義的には、当然所有者の責務ということと、税の公平性も当然に理解した中で質問をさせていただいてるわけですが、その上で周辺住民の安心・安全、また社会問題の解決に結びつくのであれば、市として取り組む価値があるのではないかという思いで取り上げております。

現に導入している自治体がすぐ近くにありますので、早急にその効果等について研究いただいて、結果次第では前向きに進めていただくことを要望しまして、この質問は終わります。

次、最後の質問です。

158ページの衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事業、1 報酬の投票立会人の報酬に関連してお尋ねいたします。

まず初めに、この当日の投票所での投票立会人についてはどのように決定しているのか教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○竹田進亮選挙管理委員会事務局総括参事 選挙管理委員会事務局総括参事の竹田です。

投票立会人につきましては、公職選挙法において選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て、各投票所に2人以上5人以下を配置することとされております。現状としましては、投票日の前半と後半の2交代でそれぞれ2人ずつ、延べ4人の投票立会人の選任をしております。

選任に当たっては、各投票区の町会・自治会に対し投票立会人の推薦を依頼し、選出いただいております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

町会・自治会さんに投票立会人の推薦を依頼されているということなんですけども、では、これは何かの法律に基づいて行われているのかお聞きします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○竹田進亮選挙管理委員会事務局総括参事 選挙管理委員会事務局総括参事の竹田です。

公職選挙法では、投票立会人の選任要件は、従前から各投票区における選挙人名簿に登録された者とされており、これは投票所における選挙人確認の役割も期待されていたもので、当該区域内における事情に通じた者が適当とされていたことから、投票区域内の町会・自治会に推薦をお願いしてまいりました。

その後、令和元年の公職選挙法改正により、選任要件が選挙権を有する者に緩和されましたが、投票立会人の役割を鑑み、町会・自治会に引き続き推薦をお願いしているものでございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

では、現在、この投票立会人について、十分に確保はできているのでしょうか、教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○竹田進亮選挙管理委員会事務局総括参事 選挙管理委員会事務局総括参事の竹田です。

推薦していただく町会・自治会から、投票日に都合がつかないなどで適任者がいないとの相談を受けることもございます。そういった場合は、同じ投票区の他の町会・自治会と調整していただくなどで推薦をしていただいております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

町会・自治会においては高齢化が進んでいたりとか、あと新興住宅の地域では住民同士のつながりが希薄であったりすると、なかなか推薦をいただくということが難しい場合もあるのではないかなと考えております。

お答えでは、前半と後半の2交代で立会いをいただくとのことでしたけれども、これをもう少し短い時間で、例えば4交代にするなどができれば、時間的にも都合がつきやすくなっ

たりとか立会人の方の負担も軽減されますので、推薦がしやすくなるのかなとも考えておりますけれども、そういったことは可能なのでしょうか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○竹田進亮選挙管理委員会事務局総括参事 選挙管理委員会事務局総括参事の竹田です。

投票立会人の交代回数を増やすことについては可能でございますが、立会いの時間を短くいたしますと、その分、投票立会人の人数が増えることとなり、推薦をお願いします町会・自治会の負担ともなり得ることから、基本的には現行のとおり、2交代の体制で推薦のお願いをしてまいりたいと考えております。

しかしながら、町会・自治会及び各投票所の特別な事情がある場合などにつきましては、その対応について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 ありがとうございます。

実際、今回この質問するに至ったのも、ある自治会さんから人を確保できずに困っていると。その一つが拘束時間が長いといった御相談でした。

お答えでは、特別な事情のある場合は対応を御検討いただけるということですので、大変ありがたく感じております。今後も持続可能な投票所の運営に努めてもらえることを要望いたしまして、私の質問を終わります。長時間ありがとうございました。

○谷上 昇副委員長 他に質疑の発言はありませんか。

小野林委員。

○小野林治三夫委員 市民未来の会、小野林です。4点ほど総務費でお願いいたします。

1点目、115ページ、会計年度任用職員配置費に関連して。2つ目、131ページ、シティプロモーション推進事業、報償費に関連して。3つ目、これ、先ほどの関戸委員と同じ項目のところでございます。選挙に関連してございます。4つ目、143ページ、交通安全施設整備事業、このことについて関連してでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

まず、1点目、115ページ、会計年度任用職員配置費に関連しまして、会計年度任用職員についてお伺いいたします。

近年、市民ニーズの複雑・多様化による業務量の増大や育児休暇、病気休暇の代替として会計年度任用職員の割合が多いと思っております。大変な役割を担っている会計年度任用職

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

員につきまして、まず、和泉市ではどのように採用されているのか教えていただけますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

一般事務の会計年度任用職員については、市のホームページから登録に必要な事項を入力して申請いただき、各担当部署が必要に応じ、登録された採用候補者に個別に連絡し、面接を経て選考の上、採用するものです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 ありがとうございます。採用の流れは分かりました。

午前、原委員の質問の中で、職員の数とか会計年度の任用の数が質問の中でございましたので、それを聞かせていただいた中で、会計年度の職員が約4割ぐらいおられるのかなと思っています。正職員だけでは賄い切れない部分を会計年度職員が事務を行っているという状況であると考えます。

中には、長年勤め上げておられる職員もおられるようで、非常に重要な役割を担っているようにも思います。頑張っている会計年度任用職員に対しては正職員と同じように評価すべきであると考えておるんですけども、人事評価はどのように行っているのか教えていただけますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○山口 怜市長公室人事課長 人事課長の山口です。

地方公務員法に基づき、正職員と同様、会計年度任用職員も人事評価を実施しております。正職員については上司が面談を行い、職員に求める能力や行動をその項目ごとに評価を行う能力評価と業務上の目標設定を行い、その成果を評価する業績評価を行い、併せて部下が上司を評価する多面評価も実施しております。

会計年度任用職員についても能力評価及び業績評価を行っておりますが、正職員より簡易な評価項目で実施しております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 ありがとうございます。

会計年度任用職員にはちょっと簡易である。この簡易であるという言葉の内容はあえて質問いたしませんけど、4割の方がおられる。市民さんは、ぱっと見たときに、これ職員さん

なんやろうか、会計年度やなんかして、そういう区別はないと思います。そんな中で、この会計年度さん、4割おりながら、一生懸命能力評価とか業務評価はされているんだとは思いますが、そこで長年やっていたいていいる方も正職も同じであるという評価、ここに関してはやはり気づいていただきたいと思います。

その中でも、やはり職場の雰囲気、私も各原課、結構いろんな用事で行かせてもらいますが、雰囲気づくりができてるか、職員がつくってるのやろうか、どっちがつくってるんやろうか。分からないぐらいに逆に逆転しているような課もあるようにも感じる時があるんです。だけど、お一人お一人どちらなんかなというのは私も分からないんですけど、そういう意味では、できましたら市民さんから、せっかく庁舎ができて明るくなったな、行きやすくなったなといって、そういうときに職員さんの対応というんですか、チームワークができてたら、私の仕事はこれや、関係ないわというて座っておられるより、私、行ってあげようといって、あの子頑張ってるんやわといって。また、残業するに当たっても、今日は私、早う切り上げられるなと思ったときに、チームワークができてたら、あの人、今大変やなと、手伝ってあげようといって、言われてから動くんじゃないくて、自分で考えて動いてもらえる、いわゆる状況把握。そして把握したら決断する、即決する能力。こういうものもできたら能力評価の中に見ていただけて、会計年度の方たちも見てくれてるんだなといって、そういう気持ちが行政からも伝わるような職場にさせていただきますことをお願いいたしまして、この項目は終わらせてもらいます。

続きまして、シティプロモーション推進事業、報償費についてお伺いいたします。

大使謝礼の支出がございますが、その内容についてお聞かせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

支出内容としましては、令和6年10月25日に和泉市出身のお笑い芸人、エルフが、いずみの国和泉市PR大使に就任したことに伴い、本市広報番組に出演したことから、出演者料として支出したものです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 それでは、次に、いずみの国和泉市PR大使制度について、その目的及び任命状況等について、これまでの経過も含めてお伺いいたします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

いずみの国和泉市PR大使は、いずみの国和泉市PR大使設置要綱に基づき、本市の歴史、文化、自然、特産品等、本市の魅力を市内外に広く発信し、本市の知名度アップ及び観光振興等を図るため設置するものです。

本制度の前身は、平成24年度に開始しましたいずみの国和泉市観光大使制度で、当初は2組の任命状況でしたが、委嘱要件の明確化、任期の有期限化等の制度改正の変遷を経まして、令和4年度より現制度で運用を行っており、現在、先ほど御答弁申しましたお笑い芸人のエルフや紅しょうがのほか、横浜DeNAベイスターズ所属のプロ野球選手である桑原選手や女子サッカーチームの和泉テクノFCなど、芸能・スポーツ分野などで14組を任命している状況です。

以上です。

○谷上 昇副委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 PR大使の目的や任命状況は分かりました。

それでは、次に、PR大使は本市の魅力を市内外に発信し、本市の知名度アップや観光振興等を図る目的で任命されているということでございますが、PR大使としての活動内容について伺いいたします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

PR大使は、本市のほか、町会・自治会などの各種関係団体からの要請によるイベントや、PR動画等への出演、テレビ出演時等に本市を紹介いただき、本市の知名度アップなどの役割を担っていただいております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 現在、14組がPR大使として任命されているということでございますが、候補者の選出の方法やら任命に当たっての基準について、次にお伺いいたします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮

池です。

候補者の選出方法ですが、他薦、あるいは市から候補者に直接アプローチを行っております。

PR大使の任命基準については設置要綱に規定しており、本市に愛着を持ち、市内外において自ら本市の魅力や情報を積極的に発信する機会を有する者で、本市の出身または本市に居住経験がある等、ゆかりのある者であり、学術、文化、芸能、芸術、スポーツ等の分野において活躍しており、その活動が広く一般に認知されている者としております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 本市の魅力や情報を積極的に発信する機会を有する者で、その活動が広く一般に認知されている者と要綱では規定されている。一定知名度のある方をPR大使に任命する方向であった今までであるということは分かります。

しかし、和泉市では、和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例というものもつくっとるんですよ。これから世間一般にはまだ知られてないけども、これからこの子たちを飛躍させてあげて、一生懸命やっているんだ、こういう子をPR大使として応援するんだ、後々この子たちが全国的に、世界的に知名度が出たよという方向性もぜひとも考えていただけたらなと思っておりますので、御検討をお願いいたしまして、この項目を終わらせてもらいます。

続きまして、3点目、これは決算書の、先ほど関戸委員もおっしゃられた選挙に関係してでございますけども、現在、有権者の年齢が18歳に引き下げられ、18歳以上の方が投票できることとなっておりますが、経過を教えてくださいか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○竹田進亮選挙管理委員会事務局総括参事 選挙管理委員会事務局総括参事の竹田です。

若い世代の意見を政治に反映していくために平成27年に公職選挙法が改正され、それまで選挙権年齢が20歳以上であったものが、18歳以上へと引き下げられたものでございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 そうですよ。20歳以上と決まったのは戦後です、昭和20年。そこから変わったのが約70年後に18に引き下げられたのかな。そして今、10年たっております。年齢が引き下げられたものの、一般的に若年層の投票率の低さが指摘されておりますが、若年層の政治参加に向けてこういった取組をされておられますか、お聞かせ願います。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○竹田進亮選挙管理委員会事務局総括参事 選挙管理委員会事務局総括参事の竹田です。

実際の選挙の際に使用する記載台や投票箱を使用した模擬投票や、選挙に関する出前講座などを行っております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 他市でも出前講座なんかをしていると聞いております。

私自身は、そういう中で、実際の投票所、そんなもの、各投票所が学校になっておりますので、見れないものなのかなと思うんですけども、そこらはどんなものなのでしょう。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○竹田進亮選挙管理委員会事務局総括参事 選挙管理委員会事務局総括参事の竹田です。

公職選挙法により、選挙人、事務従事者等でなければ投票所に入ることができないこととされておりますことから、選挙人以外が投票所に入り、見学することはできないものとなっております。

しかしながら、委員御指摘のとおり、若年層に対する働きかけは投票への意識を高める上で非常に重要であるものと考えております。今後、他市の事例などを調査研究し、充実した取組ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 いろいろとあって難しいということでございます。

ただね、私も議員ならせられてから20年を超えたんですけど、投票率がどんどん下がる一方でございます。下がる中でしていただいている方はといたら年齢が高い方。1票というのは民主主義の中では平等に与えられてるものだと思っております。昔は70%、80%、地域によっては100%の投票率もあったと。そこで選ばれた方というのは1票の平等さで選ばれてくる。だけど、今みたいにどんどん下がってきたら、ごく一部で通ってしまう。こういう中で政治が動かされるようでは、国民の総意なんかな。危惧するところでもございます。

それだったら、やはり年齢を下げてきたという国の制度も、70年ぶりに変えたんですね。今年で80年になつとるんです。だけど、まだそこまで浸透してなかなかいかないといって。何か取組をしていかないと。選挙管理委員会、選挙のたびに大変お世話になるんですけども、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

できましたらそういうところに取り組んでいただく力を発揮していただきまして、和泉市から、あら、年齢の若い人たちが投票に行くようになったねといって、将来そういう時代を迎えていただきますよう、選挙管理委員会のほうにはよろしく願いいたします。

最後、4つ目の質問でございます。

143ページ、交通安全施設整備事業、工事請負費、通学路安全対策工事費について内容をお伺いいたします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○田中之浩都市デザイン部土木維持管理室管理担当課長 管理担当課長の田中です。

通学時における児童の交通安全対策として、通学路となる道路の路側帯にグリーンベルトを設置し、車道とのめり張りをつけ、より安全な歩行空間として通学時における交通事故を未然に防止することを目的に実施しております。令和6年度は、池田下町側道4号線でグリーンベルト129メートルを設置いたしました。

以上です。

○谷上 昇副委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 ありがとうございます。

本市には、このグリーンベルト設置について、もう始めて結構なろうかと思います。これまでの経過を改めてお聞かせ願えますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○田中之浩都市デザイン部土木維持管理室管理担当課長 管理担当課長の田中です。

グリーンベルトの設置につきましては、平成22年度から小学校からの要望に基づき実施しており、平成24年度からは和泉市小学校通学路交通安全対策推進連絡会が発足され、小学校からの要望箇所について、検討の上、選定した箇所について実施してまいりました。

また、令和3年度からは中学校や幼稚園、保育園等も対象となり、小学校と同様に令和4年度から実施をしております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 グリーンベルトの設置は、本市は平成22年度から。もう15年が経過しておることになります。

それでは、今までの実績及び今後の予定を聞かせていただけますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○田中之浩都市デザイン部土木維持管理室管理担当課長 管理担当課長の田中です。

実績につきましては、平成22年度から令和6年度の15年間で19校区に合計87か所、延長約17.5キロメートルのグリーンベルトの設置を行っております。

今後の予定につきましては、和泉市通学路等交通安全対策推進連絡会での検討に基づき、令和7年度に3路線で延長1,016メートル、令和8年度に2路線で延長300メートルの設置を計画しております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 学校などの要望に基づきまして設置していくことは分かりましたが、設置してから10年以上経過している路線では色が薄くなる。もう以前にも何度も言っております。塗り直しの時期が来ているところもございます。維持管理については今はどのようにされておられますか、お聞きかせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○田中之浩都市デザイン部土木維持管理室管理担当課長 管理担当課長の田中です。

令和5年度に劣化度合いを調査したところ、総延長17.5キロメートルのうち約10キロメートルに塗り直しが必要になってきております。学校や地域から要望等をいただいたところについて、令和5年度から現在までで約2キロメートルの塗り直しが完了しております。残りの8キロメートルについても、塗料の耐用年数が8年であることや、道路の幅員が狭く、車両の通行が多い路線では塗料の劣化が早いことなどを踏まえて優先順位を整理し、計画的に塗り直しを行ってまいります。

以上です。

○谷上 昇副委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 ありがとうございます。

他の議員もこのグリーンベルトで結構質問され、私も何度もしています。令和5年度に劣化の度合いを調べたと。それまで長いこと調べてなかったのかな。というのは、10キロも薄いところを見つけてくれた。17.5キロのうちの10キロが薄いつて令和5年度に気づいたんですね。そして、5年度すぐ塗り直してくれた、そして令和6年度も塗り直してくれた。だけど、どちらも1キロずつぐらいなんです。この調子で続いたら、薄くなくなるときはあるんでしょうか。どこかでずっと薄い。下手したら、その校区は6年間子どもは薄いままでいくかも分からないということが現実、私は起こっていると思っています。

自分自身、グリーンベルトの最初のとくに、職員の皆様と一緒に何とかなって動いていただいたときに、教育委員会と土木の方、相談しながらやってくれたのが、このグリーンベルトです。だけど、いつの間にか、気づかなかったんですけど、今回、これ総務費になっとる。私、土木費ばかり思っていた。このようになったら、どこが力入れてくれるのかな。今日は総務費の中に土木の質問の項目があったので、今、土木担当が答えてくれますけど、あくまでも今日は総務費です。同じことをまた後々教育委員会的时候にも同じ質問させてもらいますけども、ちょっとここのグリーンベルトの存在ですか。役所はどこが責任持って、どうやっていってるんかなって。警察と年に3回相談していただいているのは昔からやっていただいていることは分かっとるんですけども、今日は総務費でございますので、以上申し上げるだけで終わらせてもらいますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○谷上 昇副委員長 他に質疑の発言はありませんか。

吉川委員。

○吉川茂樹委員 吉川です。何点か質問をさせていただきます。

まず、119ページ、庁舎管理事業委託料の不用額について。次に、123ページ、市民相談事業、委託料、法律相談委託料について。125ページ、人権教育・啓発推進事業、負担金補助及び交付金について、校区人権研修活動助成金について。127ページ、人権文化センター人権啓発事業、委託料、資料室運営委託料について。129ページ、人権文化センター総合生活相談事業、委託料について。131ページ、シティプロモーション推進事業、負担金補助、結婚新生活支援補助金について。133ページ、シティプロモーション推進事業、負担金補助、南部地域等移住定住支援補助金について。137ページ、情報化推進事業、備品購入費、不用額約5,300万円について。同じく137ページで、IT活用推進事業、委託料、不用額約1,500万円について。149ページ、市民防災啓発事業、負担金補助及び交付金、自主防災組織育成事業補助金について。あと、159、161、これは選挙関係について、委託料等について少し伺いをしたいと思います。

項目は多いんですけども、ほぼ数字の確認になりますので、よろしくお願いいたします。

まず、119ページの庁舎管理事業の委託料の不用額2,600万円について、この理由についてお聞かせいただけますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○中埜文崇総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の中埜です。

庁舎管理事業、12委託料の不用額の主な理由は、庁舎総合管理委託につきまして、庁舎及び敷地内の総合管理を委託しているもので、令和6年度に契約期間が満了したことから、入札にて業者選定を行った結果、当初の見込みよりも安価で契約できたためです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

そうしましたら、庁舎総合管理委託の業務内容についてお聞かせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○中埜文崇総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長、中埜です。

庁舎総合管理委託につきましては、庁舎及び敷地内の維持管理に関する業務を、優れたノウハウと経験を有する業者に一括して委託することで、効果的・効率的に庁舎機能の安全性・利便性を向上させるとともに、業務管理の質の向上と公務の正常な運営を確保することを目的としており、日東カストディアルサービス株式会社大阪営業部に委託したものです。

具体的な業務内容としましては、全体の総括管理業務をはじめ、庁舎設備に係る保守点検、運転監視業務、機械警備、駐車場管理、夜間・休日等窓口業務等に係る警備業務、清掃及び植栽管理に係る清掃業務及び総合案内業務です。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

それぞれ様々な総合的な管理を委託しているわけですが、この業務の入札結果及び委託期間についてお聞かせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○中埜文崇総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の中埜です。

入札結果につきましては、公募型指名競争入札の郵便入札にて実施し、2社参加表明があったものの、1社が事前辞退となり、入札のあった事業者が最低制限価格で落札したものです。

なお、委託料の3年間の総額は4億8,843万3,825円となっております。

また、委託期間につきましては、令和6年9月1日から令和9年8月31日までの3年間となっております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

公募型指名競争入札、2社のうち1社が辞退ということなんですけども、また次、令和8年度か、令和9年度の最初に次回の入札があらうかと思うんですけども、こういう総合的な管理をできる会社がどれぐらいあるか、ちょっと私、分からないんですけれども、やはり指名型の競争入札であるというのであれば、もう少しその会社関係も調べていただいて、入札に参加していただくようにお願いしたいと思います。

不用額が2,600万円、これは入札差金というお話だったかと思うんですけども、逆に言えば、この3年間の総額で4億8,800万円の入札をしています。これ1年間に直しますと、約1億6,200万円の事業になってくるんですね。これは非常に大きな事業かなと思いますので、次の入札を行う際には、きちっとこの辺のを含めてよろしくお願ひしたいと思います。

1点目については以上で終わります。

次に、2点目の123ページ、市民相談事業、委託料について、法律相談委託料について内容、実績を教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

法律相談委託料は、市民からの相談に対し無料で法的な観点からの助言を行うことを目的とし、大阪弁護士会に事業委託を行っているものです。

事業の概要としては、毎週火曜日、木曜日及び毎月第1、第3、第4水曜日に、1人当たり30分、1日6人までの事前予約制で相談を受け付けているものです。

令和6年度の相談実績は、年間で合計733件でした。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

今、法律相談事業の状況等は確認させていただきました。

そうしましたら、この市民相談事業の中で、ほかの専門相談にはどういったものがあるのか、内容や現状をお示してください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

市民相談事業では、弁護士による法律相談事業のほか、毎月1回、司法書士相談、行政書士相談、土地家屋相談、税務相談を実施しております。

司法書士相談の主な内容は、土地の売買、名義変更、不動産登記、相続等の相談で、令和6年度の相談実績は60件でした。

行政書士相談の主な内容は、遺言書、相続、後見制度、公正証書などで、実績は18件でした。

土地家屋相談は、土地の境界、測量、分筆などの相談で、実績は20件でした。

税務相談は、相続税、贈与税、所得税、確定申告などで、実績は65件となっております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

今、私、聞いているのは法律相談の委託料ということでお伺いしたんですけども、今、答弁の中でありました司法書士相談であったり行政書士相談、また土地家屋相談、税務相談等についての、司法書士の方であったり行政書士の方であったり、この辺に対しての対価というのはあるのでしょうか。ちょっとごめんなさい、これ通告してないんですけども、答えていただけますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

法律相談事業の中で、弁護士相談以外は協定に基づき無料で事業委託を行っております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

無料で行っていただいているということなんですけども、私もたまに法律相談等も市民の皆さんから相談をいただいて、予約を取ってほしいというようなことで、くらしサポート課のほうにも電話してお願いするわけなんですけども、なかなか予約が取りづらいという状況があります。その辺の現状というのを教えていただけますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

市民相談事業の中で、司法書士相談については近年相談数が増加しており、事前受付の段階で3か月程度の待機期間が発生している状況です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

急ぎの相談の場合は、大阪司法書士会が実施する他の相談会場での相談や、電話相談窓口を案内するなどの対応をしていましたが、令和7年度からは2か月に1回、司法書士相談の相談日を増設しております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

相談件数が増加しているという中で、令和7年度からは増やしていただいているということなんですけども、そのことによって実際待機期間は緩和されたのか。また、今後の方向性についてはどのようにお考えなのかお示してください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○角井志津市民生活部くらしサポート課長 くらしサポート課長の角井です。

直近の待機期間は2か月程度となっており、相談日の増設による待機期間の緩和には一定の効果が出ているものと考えておりますが、今後も引き続き司法書士会と司法書士の派遣増員について協議を進め、待機期間の緩和に努めたいと考えております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

今、少しは緩和されたとはいえ、2か月先まで待たなければならないという現状があります。ただ、相談される方というのは、一日も早く相談の中身というんですか、解決したいという思いで、やはり予約を取っておられると思うんですけども、そういう意味においては、逆にこの司法書士会さんと委託契約をして、もう少し回数を増やすであったり、今後ますます高齢化の中でいろんな、空き家の問題であったり、相続の問題であったり、また、税務関係においても、税理士会と委託契約をして、この市民相談に対応していくというような考え方も必要かなと思います。

今日は答弁は求めませんけども、その辺も含めて今後検討をしていただきたいということをお願いして、この件については終わります。

次に、125ページ、校区の人権研修の活動助成金についてお伺いします。

人権教育・啓発推進事業の18負担金補助及び交付金、校区人権研修活動助成金について、内容と実績をお聞かせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○樋上征史総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長の樋上です。

各小学校区において、お互いの人権を尊重し合う人権文化豊かなまちづくりを推進するため、校区人権推進協議会が自主的に行う人権研修などの活動に対する助成金です。小学校区の21校区が対象となりますが、令和6年度は、16校区に対し106万6,833円助成したものです。

各校区で行われた研修会のテーマは、黒鳥校区は、「歴史を知って差別をなくそう、部落史に学ぶ」。芦部校区は、「あなたのまちの相談パートナー、人権擁護委員」。信太校区、鶴山台北校区合同の研修会では、「人はなぜ学ぶ、和泉を知ろう」。いぶき野校区、光明台北校区、光明台南校区、青葉はつが野校区、北松尾校区、北池田校区、緑ヶ丘校区、南池田校区の8校区合同の研修会では、「もっと生き生き人と人」。横山校区、南横山校区の合同の研修会では、「世界平和を願って」となっております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

私も、地域の人権研修、何回か参加させていただいてるんですけども、現在の研修会の効果であったり参加人数等を考慮しますと、例えば、他部署が実施する研修等々、合同で研修を行うことにより参加人数も増加したり、また地域、地元における負担も減少するということが見込まれるんじゃないかなと思ってます。実際に、この研修をやっていく中で、いろいろ準備をしていただくのは、地元の町会・自治会の会長さんであったり、その執行部の方々でありますけども、この点について市の考え方というのをお聞かせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○樋上征史総務部人権・男女参画室人権・男女参画担当課長 人権・男女参画担当課長の樋上です。

令和元年度までは全21校区で実施されていた人権研修会ですが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で実施する校区が減少しております。また、一部の校区人権推進協議会からも、人権研修会の実施が負担となっており、市で実施してほしいとの意見があり、令和6年度の和泉市人権啓発推進協議会総会でアンケートを実施したところ、改善すべきとの回答が過半数を占めました。

これを受け、令和7年度からは校区人権研修活動助成金を見直し、市が人権研修会を実施する予定です。実施に当たっては、和泉市を4圏域に分割し、4圏域を2年間で実施、令和

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

7年度は人権文化センターとコミュニティセンターで実施する予定です。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

今年度から少しは緩和されて、合同であったりというような答弁をいただきました。

ただ、人権という言葉調べてみると非常に幅が広い。最近は多様化の時代ということで、この人権に対しても様々なことが言われております。それは肌の色であったりとか、また国籍であったりとか、いろんな部分でいろんなことが言われている時代でありますので、市が主催ということであるのであれば、今後こういうことも取り入れて人権というのを学んでいくようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この件については終わります。

次に、127ページ、人権文化センター人権啓発事業の資料室運営委託料について、この内訳についてお聞かせをいただけますか。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

資料室運営事業総額866万1,609円の内訳につきましては、常勤職員2名分として720万円、各種啓発事業の講師謝礼19万円、チラシ作成等消耗品費17万円、郵送料等通信運搬費3万1,000円、会場使用料18万1,190円、保険代等10万2,000円の計787万4,190円に加算される消費税78万7,419円を含めた金額となっております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 委託料の内訳は分かりました。一つ一つこの内容については今日はしませんが、委託内容と委託先についてはお聞かせをいただきたいと思います。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

資料室運営業務につきましては、人権資料室の日常運営のほか、人権問題全般に関する啓発講座や企画展など、また、原爆展や識字展、ハンセン病などの特別企画展の開催などを行っており、これらの業務を実施するに当たっての委託料でございます。

委託先につきましては、特定非営利活動法人ダッシュです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

委託先は、特定非営利活動法人ダッシュということで、このダッシュさんについてはいろんな事業も受けておられますので、その辺については、また今後もいろいろお伺いはしたいと思います。

ただ、今日は来館者数とかは聞いてませんが、今、この地域におきましては、富秋中学校区等まちづくり協議会というのを立ち上げて、大きくまちが変わろうとしています。この資料館につきましても、いろいろ議会でも議論がありましたけども、（仮称）多世代交流センターのほうに大きくまた移転して造るというような話も聞いております。造るのであれば、この事業の内容についても、今のままを移設するのではなくして、様々に考えていただきたいと思います。

先ほど、校区の人権研修というお話もさせていただきましたけども、全体的に人権、この人権文化センターの資料室に関しましては、どちらかといえば同和対策事業の中でされた事業なんですけども、これからの人権というのは、そこだけに注視してやるべきでは僕はないと思っております。ですので、人権を学ぶということであれば、しっかりその辺も含めて、大きく事業展開をしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、129ページ、人権文化センター総合生活相談事業の12委託料、総合生活相談委託料の内訳についてお聞かせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

委託料総額935万円の内訳につきましては、常勤職員2名分762万円、相談員の研修参加費等13万円、チラシ作成等消耗品費26万円、電話料金やインターネット利用料等通信運搬費20万円、複写機等賃借料29万円の計850万円に加算される消費税85万円を含めた額でございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 委託料の内容は分かりました。

委託内容と委託先についてお聞かせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

総合生活相談事業につきましては、隣保館の根幹事業である総合生活相談事業として、市民を対象に日常生活に関わる生活上の相談及び人権に関わる相談を受け、適切な助言、指導を行うもので、専門的な知識やノウハウを有する事業者に業務を委託するものです。

委託先につきましては、和泉市人権協会です。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 和泉市人権協会に委託しているということですが、どのような団体なのかお聞かせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

和泉市人権協会は、本市が推進する人権行政の施策に協力し、あらゆる差別のない人権尊重のコミュニティの実現に寄与することを目的に設立された任意団体で、その目的、活動に賛同する本市の人権行政に関わる団体によって組織されています。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

そうしましたら、総合生活相談はどのような方々を対象に、どのような内容の相談を受け付けているのかお聞かせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

総合生活相談は、和泉市民を対象として実施しております。

相談内容としましては、日常生活の中での身近な問題から福祉、進路に関するもの、そして、特に人権に関わる問題として、いじめやお悩み、インターネット上での差別や誹謗中傷など、多岐にわたる相談を受け付けています。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 令和6年度の相談内容と件数についてお聞かせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○高畠 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高畠です。

令和6年度の相談内容及び件数につきましては、生活支援等に関する相談が94件、人権に

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

関する相談が7件、進路選択に関する相談が138件の合計239件でございます。

なお、延べ件数といたしましては合計331件です。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。令和6年度の相談件数が239件という、今、御答弁をいただきました。

この中身なんですけど、頂いた資料によりますと、健康福祉に関する相談が11件、住宅に関する相談が19件、教育・保育に関する相談が14件、飛ばしまして、進路のほうは先ほどありました138件、就職・就労に関する相談が8件、人権に関する相談が7件、その他の相談が42件。先ほどの答弁では、生活支援等に関する相談を94件ということで、一まとめにされてますけども、今、申し上げたように細かくすると、人権に関する相談って7件なんですよ。答弁でもありましたけども、進路選択の支援相談というのが138件で多いわけなんですよ。

こういうことを考えると、先ほど隣保館の基幹事業ということで必要ということをおっしゃってるんですけども、ほかでも市としてもいろんな相談事業をされてるので、この辺もひっくるめて今後やっていけばいいのかなと思うんです。

例えば、住宅に関する相談であったり、健康福祉に関する相談であるというのは、地域包括支援センターが受けてくれてる部分というのもあります。和泉市も4圏域に分けて、それぞれ地域包括支援センター、これは高齢者向け。また介護保険を受けてない方が中心になって受ける包括支援センターになるんですけども、また毎月、広報いずみの中でも相談案内ということで様々な案内事業というのを受け付けてます。

先ほど、くらしサポート課長のほうからもありましたけども、何とか増やしていただきたいという要望もしましたけども、そこでも様々な相談もされてますので、もう少し考えていただいてもいいんじゃないかなと個人的には思ってますので、この辺もできたら、今後、中学校区とまちづくりが変わる中で検討していただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

この件については終わります。

次に、決算書131ページのシティプロモーション推進事業のうち、結婚新生活支援補助金について伺います。

直近3年間の交付実績を教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

直近3年間の交付実績としましては、令和4年度が38世帯で1,064万6,000円、令和5年度が35世帯で1,440万円、令和6年度が41世帯で1,903万5,000円を交付しました。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 交付実績については確認させていただきました。

毎年40世帯近い方が補助金の交付を受けていますが、その事業効果についてお伺いします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

本補助制度を活用した方で、婚姻をきっかけに他の自治体から移住された方は、直近3年間ですと228人中94人で、移住に一定の効果があったと考えております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 本補助金の活用によって、交付対象者の約40%が市外からの移住者ということになります。一定の効果があったということは分かりました。

そうしましたら、今後の方針について、市としてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

本事業については、国が進める少子化対策として2分の1の補助金を受けて、本市の少子化対策の強化及び本市への移住定住に資することを目的に実施しているものです。

今後につきましては、補助制度の動向を注視しながら、事業効果等を踏まえ、継続するよう検討してまいります。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

令和7年度どうですかという話をすり合わせのときにしましたら、令和7年も国の内諾をいただいているので、予算としては2,100万円つけてますということで、今年度もされるということなんですけども、これはこれで聞いておきます。

次に、決算書133ページ、やはりシティプロモーション推進事業のうち、南部地域等移住定住支援補助金についてお伺いします。

この補助金についても、直近3年間の交付実績についてお伺いします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

南部地域等移住定住支援補助金は令和4年度より開始しており、交付実績としましては、令和4年度が12世帯で1,420万円、令和5年度は12世帯で1,465万6,000円、令和6年度は8世帯で964万円を交付しました。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 交付実績については確認をさせていただきました。

続いて、本補助金による事業効果について教えてください。

○谷上 昇副委員長 どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

本制度の目的から、特に子どもを含む世帯がこの地域に移住し、定住することが重要であると考えております。これまでの実績として、中学生以下の子どもが49人増加していることから、一定の効果ができていると考えております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 一定の効果があるということは分かりました。

それでは、今後の方針についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

令和7年4月に開校しました施設一体型義務教育学校、槇尾学園との相乗効果も期待し、

地域コミュニティー機能の維持や地域の活性化につなげるべく継続するよう検討してまいります。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 一定の効果も理解をしました。また、今後の方針も継続するよう、状況を見ながらかと思えますけども、やっていくというような方針です。

当然のことながら、これから交付された先へのアンケート等も取られて、事業の検証等もされると思います。先ほどの結婚新生活でも、毎年40世帯ぐらいの方に約1,900万円ぐらい、ずっとこれは使っておられます。移住のほうに関しましても、結構な、令和6年度、8世帯で964万円を交付してるということで、定住促進という部分では、僕はこれはいいと思うんですけども、ある意味、ちょっと公平・公正でない部分も出てくるのかなと思います。そういう部分に関しましては、同じ和泉市に住みながら税金を払ってるわけですから、違う形での事業というのでも展開していただければいいかなと思います。これは最近始まった事業ですので、もう少し続けられるかと思うんですけども、事業の検証も先ほど申しあげましたようにしっかりとさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

槇尾学園につきましても、和泉市どこからでも通えるということで人気になってまして、申し込んでも全然入れないというようなこともありますので、その辺のことも含めて、これはここで言う話じゃないかもしれませんが、まちづくりという部分ではしっかりと検証していただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

これで終わります。

次に、137ページ、情報化推進事業、備品購入費についてお伺いします。

不用額が5,300万円。また、137ページのIT活用推進事業のほうにおいては、委託料において不用額が約1,500万円生じてますけども、そのように理由についてお伺いします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○赤松宏紀市長公室政策企画室IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

情報化推進事業、17備品購入費の不用額の理由については、共用サーバー、ノートパソコン、オフィスソフトの購入に当たり入札を実施したことから、その差額によるものです。

次に、IT活用推進事業、12委託料の不用額の理由については、フルデジタル化検討委託、書かない窓口システム導入に当たり、プロポーザルによる業者選定を実施したことから、その差額によるものです。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 物品の入札であったり、システム導入に当たってのプロポーザルによる事業者選定して不用額が生じているという答弁でございました。一定これは理解いたします。

しかしながら、IT関連については、システムを導入した後は、一番最初に安く導入したとしても、その後の保守費用が高額となって、全体的には費用が高くつくということももう十分想定されています。どのような選定をしているのかお伺いします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

物品については、保守費用と故障時の買換え費用を比較しながら、ノートパソコンやタブレット端末などは予備機を用意することで保守費用は不要とする運用を行うなど、購入時以外の総額も勘案しながら発注を行っているものです。

次に、システム導入費用については、価格面以外にシステムの操作性や機能性などもあることから、プロポーザルによる事業者選定を行っておりますが、価格面においては、構築費用と5年間の運用費用の総額にて比較しております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

物品の購入時やシステム導入時には費用比較を行っているということは一定理解いたしますが、その後の運用で、その事業者しか発注できず、随意契約となることも多いかと思うんですけども、どのような事例があるかお伺いします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

市の窓口業務で使用している基幹系システムなどにおいては、制度改正対応に伴い、導入時の保守費用とは別に改修費用が必要となることが多く、導入事業者と随意契約となる場合があります。

なお、契約に当たっては、システムエンジニアの単価、プログラム改修の工数などを確認しながら金額の精査を行っております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○吉川茂樹委員 システムの改修費用など、専門的な見積りに対して職員の方が精査しているということなんですけども、参考までに、和泉市としては情報職、スペシャリストというのは何人ぐらいいらっしゃるのかお伺いします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

市の情報政策部門では、正職員として5人の情報職を配置しております。

また、採用に当たっては、I Tを活用した製品やシステムをつくるために必要なセキュリティやプログラミングなどの知識、技能を証明する国家資格として、基本情報技術者以上を有する者を採用しております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

オンライン申請をはじめ、行政手続において、最近本当にI T化が進んでいくことで、I T関連に係る費用というのは非常に大きくなってきています。

今後、情報関連の予算についてどのように対応していくのかお伺いします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

今後の対応については、これまでと同様に導入費用だけではなく、運用費用も含めた総額での選定を行うほか、国や府の共同調達事業も活用しながら費用の削減に取り組むとともに、市の情報職においても見積書等について適正に精査できるよう、I T製品、セキュリティ、プログラミングなど、民間の情報収集や研修等を通じて最新のI T知見の習得や技術の向上に努めてまいります。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。よろしくお願いします。

今、システムの標準化であって、一企業が独占できないようなシステムづくりを国も進めております。ある程度基本的な部分のシステムが固定されれば、横出し、上積みの部分は市の裁量の中でどういうものをしていきたいかというのは、そこにプラスして発注すればいいわけです。基本的なシステムが同じであれば、いろんな業者にも発注できて、競争原理も働くかと思いますので、これからますますI T化が進む中で、その辺はしっかりと対応して

いっていただきたいということを申し上げて、この件については終わります。

次に、149ページ、市民防災啓発事業に関しまして、これはいろいろと先ほどお伺いしました。午前中でも議論がありましたので、補助対象となる自主防災の主な資機材というのはどういうものがあるか、その辺についてだけちょっと確認をさせていただきます。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防災組織育成事業の補助対象となる主な資機材につきましては、発電機やバール、スコップ、救急セット、AED、安否タオル、訓練に要した光熱水費など、約100品目となっております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。

多くの品目が、この自主防災組織の中で使っていただけるようにということで提供されるということなんですけども、この自主防災組織は、もう町会・自治会の組織と一緒に、年々縮小という形じゃないですね、だんだんと加入率が少なくなってきて、非常に厳しい状況になってます。自治会・町会に入ってる方というのは50%を切っておるという数字も出ております。そうしましたら、この自主防災組織そのものも非常に厳しい状況になってきてます。この自主防災組織の課題ということでインターネットを検索してみますと、非常にどの地域も若者がなかなか参加してくれないであったり、町会・自治会の活動に参加してくれないというようないろんな話が出てきます。

今後に関しましては、自主防災組織の加入促進という話も午前中ありましたけども、今度はこれをどう維持していつていくのか、また、災害時にどういう活動をしていつていただくのがいいのかということも含めまして、また啓発事業に取り組んでいつていただきたいということを申し上げて、意見としておきますので、よろしくお願いします。

最後に、選挙関係についてお伺いします。

ポスター掲示場の設置数について、公職選挙法ではどのような基準になっているのかお伺いします。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○竹田進亮選挙管理委員会事務局総括参事 選挙管理委員会事務局総括参事の竹田です。

公職選挙法及び公職選挙法施行令の規定により、ポスター掲示場の総数は、各投票区ごと

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

の選挙人名簿登録者数と面積により、1投票区につき5か所以上10か所以内において算定することとなっています。

また、各投票区の状況を考慮して、総数の範囲内において、各投票区におけるポスター掲示場の数を調整することが可能となっております。

なお、本市におきましては、ポスター掲示場の総数は、令和7年7月執行の参議院議員通常選挙で申し上げますと、394か所でございます。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

ポスター掲示場の設置数については分かりました。

次に、そうしましたら、その設置場所についてはどのようにしてなってるのか、決められてるのか教えてください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○竹田進亮選挙管理委員会事務局総括参事 選挙管理委員会事務局総括参事の竹田でございます。

ポスター掲示場の設置につきましては、公職選挙法及び公職選挙法施行令では、公衆の見やすい場所に設置するものとされており、その配置につきましては、当該投票区における人口密度、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うものとされております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 ありがとうございます。

ただ、これ前も委員会かどこかで申し上げたと思うんですけども、信太山の東側線、信太山駅、線路沿いの道路なんですけども、あそこに結構あるんですよ。信太山の駅前ロータリーにもある。大阪側の東側線の線路沿いにもある。ちょっと走ったら南一番踏切までもある。非常にこんな狭い範囲でこれだけあっていいのかなとか思うこともありますし、ただ、今度は26号線以西の、例えば助松団地の和泉市地番の地域に行くと、1か所だけ何とか団地の中かな、貼ってくれてる掲示場だけがあるんですけども、どの地域の有権者の皆さんでも公平にポスター掲示場があって、選挙時にはどういう方が立候補されてるのかというのがやっぱり分かるようにしていただきたいと思ってるんですけども、今後、設置場所の見直しについて、その辺の考え方があればお聞かせください。

○谷上 昇副委員長 はい、どうぞ。

○竹田進亮選挙管理委員会事務局総括参事 選挙管理委員会事務局総括参事の竹田です。

ポスター掲示場の設置場所については、各投票区において均衡の取れた配置をすべきものではございますが、地域によっては設置に適した場所がなく、ポスター掲示場の配置に偏りが生じているところもございます。

今後、現状の設置場所について現場確認の上、各投票区の状況や投票区間の均衡等を考慮しながら、新たな設置場所の確保など、偏りのない適正な配置となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○谷上 昇副委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。よろしくお願いします。

ポスター掲示場の数によって、例えば、我々でいきますと市議会議員選挙の選挙ポスターの公費の負担も変わってきます。そういう部分においては様々に影響してくる部分なんですけれども、適正な配置となるようお願いをしたいと思います。

この選挙関係につきましては、市の選挙管理委員会で動かせるものではございません。それは十分承知の上なんですけれども、私はいつも言っているのは、投票所の在り方もそろそろ検討していただきたいなと思っております。

例えば、私の住んでる富秋中学校校区等では、葛の葉町は富秋中学校校区ではないんですけれども、葛の葉町公民館、富秋町の公民館、そして池上町会館があります。皆さん、御存じと思うんですけれども、駐車場もなく、さっきも言いましたけれども、例えば助松団地のほうから葛の葉町の公民館に投票に来るわけです。第二阪和を渡ってくるわけなんです。また、富秋町の町会館に、公民館に投票しに来るわけなんですけれども、駐車場がないと。池上町もそうです。そういう部分におきましては、非常に今後、駐車場もあるようなところを何とか見つけていただいてやっていただきたいなと思っております。

山の谷に関しましては有権者数が88人です。88人で1か所の投票所をつくってます。58か所分の1が山の谷で、有権者が88人しかいない。ただ、大きなところになりますと、私の地域では、伯太小学校が7,000人ぐらいでしたっけ。そういう人数の格差なんかもあるんですけれども、もうそろそろもう見直しもしていただきたいなと思っております。日本全国的に見ても、移動する期日前投票車というのをつくって、これは山間部になりますけれども、高齢者の方にも公平に投票してもらおうというような試みも出てきております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

また、和泉市もやってほしいんですけども、投票済証を持っていけば、企業さんと提携して、例えば何かの特典が得られるとか、そういうところもあります。そういう部分では、和泉市の選挙管理委員会の選挙長の下でのいろんな検討もされなければならないんですけども、やはりもう少し、もうそろそろこの選挙の在り方についても、ハード面の在り方についてですけども、変えていていただきたいなということを要望して、委員長、終わります。

○谷上 昇副委員長 委員会の途中ですが、ここで午後3時15分まで休憩いたします。

(午後2時57分休憩)



(午後3時15分再開)

○坂本健治委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

他に質疑の発言はございませんか。

北川委員。

○北川美穂委員 北川美穂です。

私からは5点質問いたします。

1点目は、決算書121ページ、情報公開・個人情報保護事業、11役務費、個人情報保護保険料について。2点目は123ページ、広聴事業、7報償費、タウンミーティングファシリテーター講師謝礼について。3点目は135ページ、情報化推進事業、12委託料、スマートフォン講習会委託料について。4点目は147ページ、市民防災啓発事業、12委託料、防災訓練会場設営等委託料について。5点目は149ページ、重要物資備蓄事業、10需用費、消耗品費についてです。よろしくお願いいたします。

それでは、1点目、121ページ、情報公開・個人情報保護事業の11役務費、個人情報保護保険料についてお伺いいたします。この保険は、市が保有する個人情報に漏えいした場合に備えるものと理解しておりますが、どのような損害に対して保険料が支払われるのかお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○高垣 聡総務部総務管財室総務担当課長 総務担当課長、高垣です。

この保険は、市の業務に関して個人情報が漏えいし、またはそのおそれが生じたことに起因する損害に対して支払われるもので、被害者への損害賠償金のほか、漏えい発生時の対応

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

費用として原因調査や謝罪会見、謝罪文の送付、見舞品の購入等に係る費用、交通費、弁護士費用、他人への求償に係る争訟費用などが支払いの対象となります。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、北川委員。

○北川美穂委員 被害者への損害賠償金だけでなく、対応費用などにも幅広くカバーしていることが分かりました。では、市は実際にどのような事故やトラブルを想定して保険に加入しているのか、また、過去にこの保険を利用した事例があるのかお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○高垣 聡総務部総務管財室総務担当課長 総務担当課長、高垣です。

想定される事例としましては、外部からの不正アクセスによる個人情報の流出、個人情報を記録したパソコンや電子媒体の紛失または盗難、個人情報を含む書類の誤送付、委託先を含む従業員のミスや不正行為による漏えいなどで、過去にこの保険を利用した事例はございません。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 想定事例として幾つか挙げていただきましたが、事例のような個人情報の漏えいが生じないようにするために取り組んでいる内容などがあればお答えください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○高垣 聡総務部総務管財室総務担当課長 総務担当課長、高垣です。

個人情報漏えい防止のための全庁的な仕組みといたしまして、市共通ルールとして、個人情報保護規定及び個人情報取扱手順書を作成するとともに、個人情報保護研修を管理職向け及び全職員向けに実施をしております。また、適正な個人情報の取扱いができていないかどうかにつきまして、各部署において自己点検を行い、職員で構成される内部監査員が他部署の個人情報取扱状況をチェックする個人情報内部監査を実施しております。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 意見をお伝えさせていただきます。

個人情報の漏えいは市民の信頼を大きく損なうものであり、絶対にあってはならないことだと考えております。万一の事故に備えて保険に加入されていることは理解いたしますが、今後も保険を利用することがないよう個人情報の取扱いに十分注意しながら、業務を行って

いただきますようお願いしまして、この項を終わります。

続きまして、2点目の質問です。

123ページ、広聴事業、7 報償費、タウンミーティングファシリテーター講師謝礼についてお伺いいたします。タウンミーティングはいつから開催しているのかお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

タウンミーティングは市民と市長との対話の場として、平成23年度より開催しております。令和5年度からはさらに活発な意見交換の場とするべく、ファシリテーターによるワークショップ形式に変更し、開催しています。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 それでは、令和6年度の開催実績について何回開催され、何人が参加されたのか、前年度と比べ参加者数に変化はあったのか、また参加者の満足度調査は行われたのかお伺いします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

令和6年度は市北部、北西部、中部、南部の4つの地域において、各地域1回ずつの計4回開催いたしました。参加者数は全体で66名であり、令和5年度比で9名の増加でした。また、参加者に対して満足度調査を実施しており、「やや満足」「満足」を合わせた回答が約95%の結果でした。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 タウンミーティングで提案された内容が、市政に具体的に反映された事例があればお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○蓮池昌司市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当課長 いずみアピール担当課長の蓮池です。

市民の方々から提案いただいた内容の具体的な反映事例としましては、アプリを活用した

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

観光振興に取り組んではどうかとの提案に対して、デジタルスタンプラリーやInstagramのフォト投稿キャンペーンを実施したほか、子どもの教育に対する予算を増額してはどうかとの提案に対しては、スクールソーシャルワーカーの増員、スクールロイヤーの創設などにより対応しており、取り組めるものから順次着手している状況です。なお、いただいた御意見、御提案に対する市の取組状況については、市ホームページに掲載しております。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ホームページのほうを確認させていただきました。タウンミーティングの場で出た意見がホワイトボードの写真などで可視化され、市のホームページで公開されている点はとてもいい取組だと思っております。私の友人も参加させていただきまして、意見が通るかなとすごく楽しみにしておりました。一方で、意見を出した後に、その意見が今どの段階にあるのかといった進捗状況についても市民と共有できる機会があれば、タウンミーティングが一度意見を言って終わる場ではなくて、対話が循環する場へと発展していくのではないかと思います。そうしたフィードバックが見えることで、意見を言っても反映されないではなく、自分の声が市政に届いたという実感につながり、市民が市政に参加をし、市政を自分事として捉えるきっかけになるととてもすてきな取組になると期待をしております。

以上でこの項の質問を終わります。

続きまして、3点目の質問に入ります。

135ページ、情報化推進事業の12委託料、スマートフォン講習会委託料についてお伺いたします。41万5,794円が支出されておりますが、この委託の内容を教えてください。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

市では、スマートフォンなどの利用に不慣れな方を対象に、スマートフォンの基本的な操作方法やメール、インターネット、LINEの利用方法などの講習会を事業者へ委託することにより実施しているものです。なお、市では行政手続のオンライン化の拡充や公式LINEによる各種情報発信なども行っていることから、これらの利用方法についても講習内容に含むことにより、デジタル化の推進に取り組んでいるところです。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 それでは、令和6年度の開催実績について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

令和6年度の開催実績については、令和6年12月に市内4施設にて計7日、21講座開催し、延べ90人が受講しております。また、各施設における実績内訳については、和泉市コミュニティセンターが計2日6講座、延べ26人が受講、和泉シティプラザが計2日6講座、延べ28人が受講、北部リージョンセンターが計2日6講座、延べ33人が受講、南部リージョンセンターが計1日3講座、延べ3人が受講しております。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 それでは、受講者における効果や声について教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T 活用推進担当課長 I T 活用推進担当課長の赤松です。

受講者アンケート結果については、満足度は89%の受講者が満足、スマートフォンの活用に対する関心は95.2%が高まったとなっております。また、受講者からの声については、スマートフォンとの付き合い方が楽しくなり、少しでも今の時代についていけるように勉強していきたい、携帯電話ショップでは教えてもらえないことや、家族に質問しにくかったことも受講により解消されたなどスマートフォンの利用に積極的な姿勢を感じる声が多くなっております。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 行政手続や情報発信がデジタル化される中で、スマホが使えないと情報にアクセスできないという不安を抱える高齢の方も少なくありません。スマートフォンは緊急時の安否確認や行政情報の受信はもちろん、人との交流や趣味にもつながる社会との接点にもなります。この講習が操作を覚えるだけのものではなくて、使えるようになってよかった、不安が減った、つながりができたと感じられる学びの機会として今後も広がっていくことを期待しております。

以上でこの項の質問を終わります。

続きまして、4点目。

147ページ、市民防災啓発事業、12委託料、防災訓練会場設営等委託料についてお伺いたします。まず、委託料388万3,000円についての内容を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

防災訓練会場設営等委託料につきましては、毎年11月に開催している和泉市地域防災訓練の会場設営やリーフレットの作成、訓練進行管理等を委託している費用となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 分かりました。ありがとうございます。

では、令和6年度に行った和泉市地域防災訓練の内容を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

和泉市地域防災訓練の内容としましては、主に自助・共助の行動力を高めることを目的に、避難訓練や関係機関協力の下、初期消火訓練、AED取扱訓練、非常炊き出し訓練などの住民参加型訓練を実施しました。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

では、ほかに自助・共助を高めるために和泉市としての取組を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

市では、町会・自治会などから依頼のあった出前講座などで、いつ起こるか分からない災害に対して日頃から準備できることや、自分の命は自分で守る大切さを学んでいただくほか、参加された方同士で連携しながら実際に備蓄している災害用トイレや段ボールベッドの組立て、発電機など備蓄品の取扱訓練を行い、自助・共助の意識を高めていただいております。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 自助・共助の意識を高める取組が行われているということは、とても重要な視点だと感じております。私もこの防災について学ぶまでは、災害が起こった際には避難所に行けば助けてもらえるというふうに思っておりました。そんなふうに思っている方がまだまだ多いのではないかと懸念もあります。

実際には、避難所に向かう前の判断や備えである自助が命を守る第一歩になります。避難所に行かなくても家で避難する。そして、命をつなぐために何が必要なのか、そういったと

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ころをこの防災として学んでいくことがすごく大事なのではないかと思います。そのために、この防災訓練の中にも各家庭で何を備えておくべきなのか、自分たちの生活を実際にイメージしながら、自助の視点を具体的に意識できる要素を取り込むことが大切だと考えます。

防災訓練がその日参加して終わる体験ではなくて、防災訓練をきっかけに自分の備えを確認してみようと日常の行動につながる機会になることを期待しております。

以上でこの項の質問を終わります。

続きまして、5点目の質問に入ります。

149ページ、重要物資備蓄事業、10需用費、消耗品費についてお伺いいたします。まず、この消耗品費310万4,520円の内容を教えてください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

この消耗品費は、備蓄食料であるアルファ化米やビスケットなど賞味期限切れに伴う備蓄食料入替えにかかった費用となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

では、アルファ化米なども含め、子どもたちが口にする備蓄食料もあるかと思いますが、備蓄している食料はアレルギー対応となっているのかお伺いいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

備蓄食料のアレルギー対応につきましては、アルファ化米や粉ミルクなどがアレルギー対応の備蓄食料となっております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

では、実際、避難所で備蓄食料が配布される際に、どの人がアレルギーがある人かどうかなど分からないと思いますが、どのように備蓄食料を配布するのかをお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

アレルギーがある人への備蓄食料の配布につきましては、避難者が避難所に避難してきた

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

際、避難所担当職員が避難者に避難者名簿の作成を依頼し、氏名や性別などを記載していただき、その名簿を基に避難所で配慮してほしい内容を確認いたします。その際、併せてアレルギーの有無についてなどの確認も行い、アレルギーのある人へはアレルギー対応の備蓄食料を配布しますが、避難者にも安全確認としてアレルギー対応の備蓄食料であるか確認を行っていただいております。

以上です。

○坂本健治委員長 北川委員、どうぞ。

○北川美穂委員 現場で混乱を防ぐためには、避難時に迅速にアレルギー情報が共有できる仕組みが必要だと考えます。アレルギーは命に関わるケースもあり、絶対に取り違えがあってはなりません。だからこそ、誰が見ても一目で分かる形で情報を見える化しておくことが重要です。例えば、愛媛県新居浜市では、アレルギーの有無や種類を記載したアレルギー連絡カードを市が作成し、市民が事前にダウンロードして携帯できるようにしております。本市においても、こうしたカードの導入や周知を検討していただきたいと思います。これは、市民の命を守る備えであると同時に、災害時の現場対応を担う職員さんを支える仕組みにもなると思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はございませんか。

谷上副委員長。

○谷上 昇副委員長 よろしくお願ひします。

総務費から2点質問いたします。

123ページ、伝統行事継承事業、18負担金補助及び交付金、だんじり・みこし連絡協議会活動補助金。147ページ、市税等納付案内センター事業、12委託料、運営委託料。この2点について質問いたします。

それでは、まず123ページ、だんじり・みこし連絡協議会活動補助金について、どのような補助を行っているのかお聞きします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の西大です。

だんじり・みこしを所有している各会員に対する補助につきましては、伝統行事としての保存と発展に係る費用、事故対策に係る保険費用、安全対策に係る警備費用などの一部に対

し、最大4万円を交付しております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、谷上副委員長。

○谷上 昇副委員長 ありがとうございます。

祭りの運営組織であります信太連合の顧問を私、務めさせていただいてますが、先日の祭りの中、各町、各種団体から市制70周年を祝うだんじり曳行の話をよく聞きました。皆様が気にかかっているのがやはり予算の話が一番多かったのですが、市としてどういった予算を検討されているのか、また、各町会などへの補助についても検討段階ではあると思いますがお聞きいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○大西美紀市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当課長 公民協働推進担当課長の太西です。

さきの市制60周年時のだんじり記念曳行におきまして、警備や記念式典に係る経費のほか、各町会等が要する経費の一部を補助し、およそ1,600万円程度を市の負担金として支出していたことから、70周年におきましても、その決算をベースに10年間の物価や人件費の高騰分を考慮して予算を検討しているところです。

また、地域から本市の市制70周年をお祝いしようといった声を受けて検討している本事業につきましては、10月1日から広く事業の周知も兼ね、本市のクラウドファンディングにおいて市制70周年を祝うだんじり曳行事業への寄附を募集しており、本事業の周知啓発費や安全管理費、記念曳行などの費用に活用させていただくことを想定し、財源の確保に努めているところです。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、谷上副委員長。

○谷上 昇副委員長 市制60周年時のだんじり記念曳行は、和泉市内の多くの団体の試験曳きと同日に開催されましたが、市制70周年を祝うだんじり曳行事業は来年の5月31日に開催される予定であると聞いています。試験曳きなどのだんじり曳行と同日ではないということで、各町で負担している保険費や飲料費、だんじり曳行に必ず必要なこまのお金など、もろもろの負担が生じます。祭りを運営する各町の財政状況は厳しく、負担が原因で市制70周年を祝うだんじり曳行事業に参加できない町会が出てくるのではないかと心配するところでもあります。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

先ほどの答弁にもありましたように、地域からの声を受け、市制70周年を祝うだんじり記念曳行の計画であります、市にとっても記念事業の一つとなる事業でありますので、各町でどれぐらいの負担が生じるのかを御理解いただき、全ての町のだんじりが欠けることなく参加していただけるよう、御検討していただけるようお願いいたしまして次の質問に移ります。

決算書147ページ、市税等納付案内センター運営委託料について、まずはこの委託内容についてお聞きいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○清水重利総務部滞納債権整理回収課長 滞納債権整理回収課長の清水です。

市税等納付案内センター、いわゆるコールセンターにつきましては、督促状の発送後、指定納期限までに市税等の納付をお忘れになっている納税義務者等に対して、翌年度への滞納繰越しを未然に防止することを目的に平成26年度から設置しております。

業務内容としましては、滞納している納税義務者の電話番号について確定申告書や口座振替依頼書等の書類を調査し、平日の夜間や休日などを含め、3名体制にて電話にて納付勧奨を行っているものです。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、谷上副委員長。

○谷上 昇副委員長 それでは、令和4年度から6年度に発信した件数、通話できた件数の実績及び令和6年度の成果をお聞きいたします。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○清水重利総務部滞納債権整理回収課長 滞納債権整理回収課長の清水です。

令和4年度は電話発信件数が約1万9,500件に対し通話件数が約5,700件、令和5年度は電話発信件数が約1万5,700件に対し通話件数が約4,500件、令和6年度は電話発信件数が約1万3,500件に対し通話件数が約3,500件となっております。

また、この電話案内による収納金額は、令和6年度で約3,750万円となっており、委託料931万9,000円を差し引いても十分成果は上げられたものと考えております。

以上です。

○坂本健治委員長 はい、谷上副委員長。

○谷上 昇副委員長 約3,750万円を収納するために931万9,000円の委託料がかかっていることが確認できました。しかし、3年間の実績を確認しますと、年々通話件数が減ってきてい

ることが分かります。通話件数が減少している原因についてお聞かせください。

○坂本健治委員長 はい、どうぞ。

○清水重利総務部滞納債権整理回収課長 滞納債権整理回収課長の清水です。

現在、社会問題となっております詐欺事件等の影響があり、電話を発信しても電話に出ない状況が増えてきており、事業者より対応に苦慮していることを確認しております。

以上です。

○坂本健治委員長 谷上副委員長。

○谷上 昇副委員長 ありがとうございます。

知らない番号の電話には出ないという風潮があることは理解できます。今後、この流れはさらに加速していくものであると考えられますので、市税等納付案内センター業務の将来の在り方を検討していく段階が来ているのではないかと考えます。

また、今回取り上げた市税等納付案内センター業務のように、もともと職員がされていた事務を外部へ委託する事業が多く見られますが、委託することにより事業効果がどれだけあり、人員の削減や時間外の圧縮などの費用対効果が出ているのか、この業務に限らず、いま一度、委託内容や委託料に見合った効果を生み出しているのか効果検証していただき、来年度以降の予算に反映していただくよう要望し、私の質問を終わります。

委員長、ありがとうございました。

○坂本健治委員長 他に質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、第1款議会費、第2款総務費の質疑を終了いたします。



◎延会宣告

○坂本健治委員長 お諮りいたします。

本日はこれにて延会したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

なお、明日も引き続き委員会を開催いたしますので、定刻御参集願いますようよろしくお願い申し上げます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

それでは、本日はこれにて延会いたします。ありがとうございました。

(午後 3 時39分延会)

_____◇_____

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 坂 本 健 治